

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 2 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 2 2 年 9 月 1 6 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 123 号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである (18 名)

1 番	増 谷 憲	2 番	堀 江 眞智子
3 番	橋 爪 弘 典	4 番	東 武 史
5 番	岡 省 吾	6 番	前 勢 利 夫
7 番	湊 正 剛	8 番	佐々木 裕 哲
9 番	森 本 明	10 番	殿 井 堯
11 番	坂 上 東洋士	12 番	楠 部 重 計
13 番	新 家 弘	14 番	西 弘 義
15 番	中 山 進	16 番	竹 本 和 泰
17 番	亀 井 次 男	18 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである

18 番 森 谷 信 哉

5 会議録署名議員

4 番 東 武 史 15 番 中 山 進

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (20 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	西 尾 幸 治
総 務 課 長	山 田 清 美	企 画 財 政 課 長	武 内 宣 夫
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	前 田 英 幸
福 祉 課 長	大 方 肇	環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭
住 民 課 長	赤 井 康 彦	税 務 課 長	星 田 仁 志
建 設 課 長	東 信 行	産 業 課 長	福 原 茂 記
水 道 課 長	前 守	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教育委員長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
学校教育課長	坂 上 泰 司	社 会 教 育 課 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長 山 下 時 克 書 記 池 尻 ひろ子

平成22年第3回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質問項目
1	佐々木裕哲	①農業集落排水及び公共下水の加入、接続率の現状及び今後の見通しは ②残存戸籍問題について ③雨水対策について
2	増谷 憲	①公共交通のあり方について ②町の雇用対策と仕事づくりについて ③有害鳥獣対策について
3	橋爪弘典	①糸野地区の堤防敷地への不当なる課税について
4	楠部重計	①町内の高齢者所在不明者の確認について ②第三保育所の排水対策について ③営農給水栓の継続について ④鳥獣害対策について ⑤町職員の採用について
5	竹本和泰	①観光振興策で町の活力を
6	堀江眞智子	①国民健康保険について ②子宮頸がんの予防について ③ヒブ、肺炎球菌ワクチン ④観光施設巡回バスについて
7	森本 明	①町の未来について ②高齢者福祉について
8	殿井 堯	①金屋第三保育所のグラウンド工事について ②風車関係について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（前勢利夫）

おはようございます。

18番、森谷信哉君から、消防団活動のため少しおくれるとの報告を受けております。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、一般質問のライブ中継に当たり、情報管理課の職員、南畑君が機器の操作のため議場に出席しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか19人であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、8名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 8番（佐々木裕哲）……………

○議長（前勢利夫）

8番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木弘哲）

おはようございます。

9月議会の一般質問をさせていただきます。

今回も8名の議員が質問しますが、多数の方々が傍聴に来ていただき、また金屋・清水各庁舎でネット画面を見ていただいていると思いますが、議会に対し関心を持っていただいております。お礼を申し上げます。

さて、私は3事項について質問します。

最初に、農業集落排水及び公共下水道事業の加入・接続率の進捗状況及び今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

今回も傍聴席に石垣中学校の生徒さんが多数傍聴に来てくれておりますが、私の質問の農業集落排水って何かと思われるかもしれませんが、これも公共下水と同じで、国の管轄補助金等が違うためであって、同じ下水道のことです。

さて、農業集落排水の実施地区は、金屋地区では吉原区、吉備地区の田口、大谷、井口、賢、船坂、出の一部、上徳田、吉見、熊井、奥地区の合計11区で実施されていますが、全対象戸数1,529軒のうち、1,265軒、82.7%が設置ますに加入していただいております。そのうち実際に接続して汚水を流して入れる戸数は925軒、加入者に対し接続率は現在73.1%となっております。高接続率の吉原区でも84%です。後で質問する公共下水を含め接続率は最低80%以上なければ、町財政に大きな負担となることを言われております。農水事業は、12年前に一部完成後、その後、6年前に全対象地区は完成して現在に至っておりますが、工事の関係、供用開始も異なることから、区によって差があるのは当然だと思いますが、現状では接続率はやや低調と言えるのではないかと思います。公共下水道事業は、工事完成区の野田・小島区を初め、一部完成も含め工事中のツ松・北筋・明王寺・天満・上中島・長田区の対象戸数1,594戸に対し、現在設置ます983戸に対し接続している戸数は320軒となっております。接続率は30.7%になっています。中でも、完成後まだ1年余りしかたっておりませんが、ツ松区のように50%を超えている区もあり、ほかの区も負けないように接続してもらいたいと思うものです。この大き

な事業を成功させるためには、対象者の方に参加してもらう以外はありません。以前から問題となっている国民年金の加入状況と同じで、本来100%加入しなければならないのに、60%の加入率ではやっていけるはずがありません。そうならないように、加入接続率のための行動をどのようにしているのか、担当課の答弁をお聞きしたいと思います。

また、最近、下水道の接続に際していろいろと耳に入ってきます。それは有田川町の水道料金は高いということです。下水を流すためには水道水が必要です。その水道水が有田市や湯浅町より高いと言っています。高い水道水の上に下水道へ加入したら、余計高くなる。今の浄化槽で壊れるまで使うとか、高くつくのであれば今のままで辛抱するとか、いろいろと耳に入ってきます。また町民の使う水道料金より、湯浅町分水、これは有田川町より湯浅町へ売っている水のことなんですが、その湯浅へ売っている料金の方がなぜ安いのか、逆だと怒りを感じている人もおります。現状では、有田川町の水道水は県下34カ所、現在、簡易水道事業を行っているわけなんですが、安い順位で見ると、有田市は安い方から5番目、隣の湯浅町は12番目に安いです。有田川町は22番目となっております。その湯浅町へ、単純計算で見ると、当町より1立方メートル当たり94円で売却しております。しかし、私たち町民が使う料金は、1立方メートル当たり147円であり、53円の差があるということです。おかしいのではないかという意見が多々ありますが、私も当然だと思います。有田川町では、一般家庭で月に30立方メートル使用すると、これはメーター使用料は入っていませんが、水道料金が4,410円要ります。湯浅町では3,341円、有田市では2,835円となっております。各市町村の事業会計はやり方も違うし、どうこう言うわけではありませんが、湯浅町へ売却している料金が、我々町民が使用している料金より安いのは納得できないということです。相手がある以上、一方的に値上げということではできないかと思いますが、今後どうするのか。少なくとも有田川町民と同じように引き上げないと、町民が納得しないと思います。その点も水道課の考えもお聞きしたいと思います。

最後に、農水も含め町民に関心を持ってもらうように、地区別の接続率の公表もすべきだと思います。接続率の低い地区はより高く、高い地区は100%を目指して担当課挙げて頑張っていたきたいと思います。上水道との関係は、きっちり説明しないと接続率のブレーキの要因にもなりかねないと思いますので、その点もお聞きしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。残存戸籍問題について質問いたします。

この問題は、東京都のある111歳の戸籍問題に端を発し、あっという間に全国へ広がり、出てくるわ出てくるわ、9月10日現在の法務省の発表によりますと、全国に100歳以上で23万4,354人が確認されたと発表しました。そのうち120歳以上は7万7,118人、150歳以上でも884人。それは江戸時代の年号を勉

強するようなもので、文政、天保、弘化、嘉永、安政、慶応、明治と、中には生存していれば現在200歳の人もいるとのこと。我が町では、有田川町にそのような方が何人いるのか、また生存していれば現在何歳なのかもお聞きしたいと思います。

私も有田川町にいるのかいないのかとよく聞かれましたが、私も町民の方も、今までは住民登録者、すなわち戸籍生存者と思っていましたが、ニュースを見てびっくり。今日のように情報化が進み、あらゆる電子化が進んでいる中、ボタン一つであらゆるデータが出る時代であります。この問題も、何か消えた年金の問題と共通するようなものがあると、私はそう感じます。今まで、戸籍を担当した者だれかが、こんな人まだ生きているのか、おかしいと思わなかったのか、この点もどうだったのかもお聞きしたいと思います。今になって法務省、これは法務局ですけども、相談して早急に処理したいとかニュース等で報じられていますが、これを見て、やっぱり役所の仕事だなと感じている人が多いのではないかと思います。

一方、四国の徳島市は、91年度から定期的に高齢者の戸籍をチェックし、法務局の許可を得て除籍を進めてきたと聞いております。また、我が町と同じように平成の大合併を機に、古い戸籍を整理した市町村もあったと報じられております。我が町も合併時にチェックしたのか、しなかったのか、そのときはわかっていたが後回しにしていたのか、その点も正直にお答えをいただきたいと思います。

次に、3番目の質問でございます。最後の質問は、雨水対策についてでございます。

最近の異常気象は、何か狂っているように思います。地球温暖化も原因なのか、最近の雨の降り方も違います。

さて、7月15日、夜中の集中豪雨。私の知っているところでは、吉備地区では5カ所、中でも西丹生図と下津野の境界を流れるコンニャク溝。溝といっても幅約2メートル、深さ1.3メートル、長さ約1キロの溝です。この溝の増水は、実際現場を見てみますと、恐ろしい感がします。以前にも何回も浸水し、はんらんしたこともありますが、近年、上流の地形が変わった。それは、この役場下を通る吉備・金屋線の県道バイパスができ、その側溝の水がこの溝へ流れるようになってから、特にひどくなっております。当時、バイパス工事の説明では、側溝の水はコンニャク溝へ流さず、直接鳥尾川へ流すとの約束であったと聞くが、約束違反、流すように現在はなっております。今回の雨水も、溝を越え、畑が川となりました。今までも溝の周辺の関係者の方は、自分の畑へ少しでも水が入らないようにと土手をかさ上げし、またかさ上げすれば反対側の畑へ流れるというようなことです。これでは問題解決にはなっていません。溝を拡張するとか、水を分水する以外はないと思います。必ず災害が発生することは、もう目に見えております。起きては遅い。下流の民家ではどうなるのか。今回も浸水した民家もでございます。予算がないとか言っている場合ではないと思います。この件について、地元関係者とも協議し、以前にも議会で質問をし要望しております。県とも相談して解決策を早急にとっていただきたいと思います。

合併前、そして合併後も現在、町内各地でいろいろな建設工事もやってきました。また、今後もやっていく予定もいろいろ立てております。溝の改修工事は、しなかったとしても、あす、あさつてに問題が起きないかもしれませんし、また目立ちません。しかし、これが住民の目線に立った行政だと私は思います。町長も地元、昔からこのコンニャク溝の件は一番よく知ってると思います。また、町長は、区長、町議、そして現在の町長と経験されている方です。予算がなければ、国、県、いろいろとも相談し、それが町長の仕事だと思います。前向きな回答をお願いしたいと思います。

これで、第1回目の質問を終わりますが、できるだけ再質問はしたくございませんので、明確な回答をお願い申し上げたいと思います。これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

ことは、たいへん記録づくめの猛暑日が続いておりました。やっときのうから、本当に農家にとっては恵みの雨というか、非常にありがたい雨が降ってくれまして、と同時に、もう秋の気配もここ2～3日前から随分と感じられるようになりました。

今回もまた、8名の方が一般質問ということで、できるだけ明確に御答弁をさせていただきたいと思います。

また、今回、石垣中学校の生徒さんも傍聴に来てくれているということで、若い方々がこの町の行政に興味を持っていただけるということは非常にうれしいことでありまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。佐々木議員も、説明を十分してくれたら再質問はしないということでもありますので、できるだけ丁寧に答弁をさせていただきたいと思います。

まず、農業集落排水及び公共下水道の加入、接続率の現状及び今後の見通しはという御質問であります。

農業集落排水、現在、町内5カ所の施設、これは平成10年4月に田殿地区、それからその後、吉原・徳田・吉見地区が供用を開始して、平成16年の6月に熊井・奥地区の施設が開始をいたしました。現在、トータルとして73.3%、これは接続の時期にもよりますので、若干それぞれの地域には差がありますが、年々わずかではありますけれども、接続率が上がってきております。

ただ、議員指摘のとおり、これ100%入っていただくのが最終目標であります。いろんな方法を通じて、できるだけ早く接続をしていただけるように、今、鋭意努力をしているところであります。今のところ、吉見地区でありますけれども、一番最後にできたところで、つないでくれない各家庭を訪問させていただいて、今の現状とかの話も聞かせていただいていますし、アンケート調査もさせていただきました。接続

をちゅうちょされているというか、おくられている理由については、一番大きな原因はやっぱり家庭内の配管の整備、これにお金がかかるという問題が一番大きいのではないかと考えてます。今後もこういった地域をさらに広めて、できるだけ早いうちに100%に近い接続をしていただけるように、今後とも鋭意努力を続けていきたいと思っております。

次に、公共下水道事業でありますけれども、昨年の4月にやっと一部地域において供用を開始させていただきました。現在の接続率は、公共ます984件に対して309件でございます、31.4%であります。これも早く供用を開始した地域、あるいは最近になって開始した地域、個々に差がありますけれども、当初の計画と申しますか、接続計画どおりというか、31%というのは当初の計画よりか若干多い目の接続率であります。今後の接続の対策でありますけれども、町の広報への掲載はもちろんのこと、下水道の推進委員さん等々もございまして、ここの人の意見も十分参考に取り入れて、今後取り組みたいと考えてます。

また、先日も下水道の日ということで、11日に下水道フェスタというのを開催しまして、多くの方々にも御参加をいただきまして、この下水道事業への御理解を深めさせていただいたところであります。

それから、下水道と上水道の料金の関係でありますけれども、公共下水道の基本料金というのは10立方メートルまでは1,260円、これは1立方メートル当たりが126円となっております。これは水道料金1立方メートル147円の約85%の値段で下水道料金を設定させていただいて、下水道料金の収納については水道料金とあわせて、今徴収をさせていただいているところであります。各家庭におかれましては、快適な生活環境、環境保全への取り組みということで御理解をいただき、ハードルは非常に高いと思っておりますけれども、今後も接続率向上、上水道への御理解をいただくための取り組みを展開してまいりたいと思っております。

実は、私のところもことしの8月の中旬に接続をいたしました。というのは、やっぱり僕も職業柄、一番先につなげなあかなんということで、知り合いの水道屋さんをお願いしたんですけども、工事に来てくれたのが約7カ月後。そういうことで工事業者さんの方もつかえてるのかなという状況でありますので、そこらももう少し、たくさん業者さんがいますので、できるだけスムーズに接続の許可を得られたらやっていきたいなと思っております。とにかく、公共下水にしても、農業集落排水にしても、皆さんからいただいた料金で維持管理を賄ってくというのが原則でありますけれども、現在のところ、その分で維持管理を賄えない状況にあります。その分、一般会計から補てんも現在させていただいておりますので、そこらあたりも御理解をいただきたいなと思っております。

それから、公共下水へつないでくれたら使用料金を下げたらという話でありますけれども、今おっしゃるとおり、湯浅や有田市に比べてうちの水道料金、高いのはもう

十分承知をしております。これは、特に上水道については企業会計ということで赤字を出すわけにはいきませんので、支出に見合った収入設定ということで現在の価格を設定させていただいてますし、我が町にはまだまだ水道事業、あるいは簡水事業、たくさん抱えている中で、水道料金、維持経費についてはこれからもまだまだたくさんかかってきますので、今のところ下水道へつないでくれた方の水道料金を引き下げるといことは非常に難しいなという思いをしております。

それから、湯浅分水についての御質問がありました。有田川町の水道料金、先ほど申し上げたとおり、10立方メートル当たり1,470円、湯浅町は1立方メートル当たり116円で、本町より1立方メートルに直すと約31円の価格の差があります。その中で、議員御指摘のとおり、湯浅分水については1立方メートル89円と消費税ということで92～93円で販売をしております。これは、もう何回も更新したんですけれども、10年計画で最終は平成14年の初めから来年度の3月までの契約になっております。来年度契約更新を迎えるわけなんですけれども、実はうちの水道の原価、120円から130円かかっています、1立方メートルの水をくむのに、経費120円から130円かかっているということでもあります。間もなく湯浅の方からも契約に来てくれると思います。湯浅は先日もボーリングをやったんですけど、どうしても水が出ないということで、再度契約をしてほしいという申し入れが来てます。近々また契約をさせていただくんですけれども、やっぱりこういった契約10年というのは非常に長いということで、それも含めて、単価も含めて担当課に検討をさせています。経費の原価だけは、最低でもいただきたいなという考えでありますので、その契約年数あるいは1立方メートルの単価を含めて今度の契約で見直しをさせていただきたいと思います。この水道水というのは、有田川町の町民の皆さん方の安全とか安定供給が図られることが最重要でありますので、これが必ず担保されたとき、また湯浅との契約更新に臨みたいと思います。

それから、残存戸籍問題についての御質問でありますけれども。今、いろんな新聞の報道で、一番年齢が高いのは200歳を超えての方が戸籍上生存をしているという報道もなされました。また、死亡届を出さないで年金を受け取ったという事例も新聞等々で発表されております。その中で、有田川町町内に在住する方で100歳以上、現在16名であります。一番高齢の方は104歳、お元気に今も過ごされておりますけれども、この方々の所在についてはすべて把握をしております。ただいま所在の確認がとれない高齢者、戸籍上にうちも実は92名存在しております。一番上で年齢120歳という方が、戸籍上に存在をされております。この原因については、戦死あるいは水害、それから海外移住された方で死亡届をこっちへ提出されない方の戸籍が残っております。こういったこともしっかりと把握をしておりますけれども、今後の対応としては、これは有田川町だけでは勝手に戸籍から削除できない。やっぱりこれは法務局の許可もいりますので、また国の方もこのことについては若干規制を緩和する



ということで、一遍法務局の方と相談をしながら、こういった120歳とかそのあたりの戸籍があるんやけど、住民票あるいは現住所がわからないという方については、早急に整理をしていきたいと考えてます。

それから最後に、コンニャク溝の対策についてでありますけれども。御指摘のとおり、コンニャク溝もこれは下津野・西丹生岡地区を流れる重要な排水路であります。近年、雨が昔のような降り方でなくて、ゲリラ的に、しかも一部の地域に集中的に降るといって、先日の雨でもそこを乗り越えて、よその民家近くまで冠水をしたということも起こっております。それも承知してます。この間の豪雨は、実はこの溝だけではなくして、植野あるいは天満、それから庄の一部。夜中に僕も、「ちょっと出てこい」といって植野の民家の方から電話をいただいて行ったんですけども、家の中まで入るといってはなかったんやけども、家の近くまで水が来ておりました。雨がやんだらすぐ引くんでありますけれども、そういったところが今町内各地至るところで、もちろん金屋地域にもそういったところがあると聞いております。コンニャク溝については、以前から私も取り組んできておりますけれども、災害で部分的に直したところ、あるいは県道の下の土管、それを広げていただいたり、いろんな対策は講じているんですけども、また今回そうして越えてきたということでもあります。ただ、これを抜本的に直そうとすれば、やっぱり屈曲した場所もたくさんありますので用地が必要となってまいります。それでまた、地元の方々の同意が得られれば、この補助事業とか、あるいはいろんなことで対応をできないか考えていきたいと思っております。また、県道の吉備バイパスからも大雨時に路面水がここへ流入しますので、県にもこのコンニャク溝についてはしっかりと力を入れていただくように、これからも要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

住民課長、赤井君。

○住民課長（赤井康彦）

町長の答弁に補足して御説明させていただきます。

まず、残存戸籍問題についての質問で、合併時に戸籍の整理をしなかったのかとの御質問ですが、これは合併時ではなく、戸籍の電算化をしたときに一部整理しております。旧金屋町では平成13年に、それから旧清水町では平成17年に電算化しており、ともにそのときに120歳以上を対象として一部整理しております。また、去年の平成21年度にも有田川町として一部整理を実施しております。戸籍は出生から死亡まで当該本人の身分を考証する唯一の公簿でありまして、発生した事実を正確に記録する必要から、死亡届や失踪届等がないまま死亡の処理をすることができないため、戸籍簿に所在不明の高齢者が残存してしまったものと思われまます。今後の対応につきましては、町長答弁のとおり、法務局と協議しながら、120歳以上の高齢者を対象

として整理していきたいと考えます。なお、残存している最高齢者は、1867年生まれの142歳となっております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

下水道課長、東君。

○下水道課長（東 敏雄）

佐々木議員の御質問に、担当課としてお答えさせていただきますが、一部、町長の答弁と重複するところもございますが、御了承いただきたいと思っております。

農集の接続率向上への取り組みということで、先ほど町長の答弁にもございましたが、今のところは吉見地区の未接続の家庭なんですけども、訪問させていただいて、家の状況とか形態とか、いろいろな話を聞かせていただいております。各家庭にはいろいろな事情があるようでして、接続をちゅうちょされているという理由は、やはり排水のための家の改造費とか、その家の世帯状況、家屋の配置の状況など、いろいろ事情を聞かせていただいております。吉見地区に限らず、今後はさらに農集の地域を広めて、接続率が高い低いにかかわらず各家庭を訪問して、御理解と接続の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、この前、7月の末ですけども、公共下水道に対しての今現在、まずをつけてくれておって、接続されてない世帯に対してアンケート調査を行いました。送付件数が498件、アンケートへ回答をいただいたのが165件、回収率33%なんですけども、アンケートの内容としては、現在の世帯の状況、それから今後の接続の予定の有無、それから現在のトイレの状況、それから接続するために農協からの融資の補てんがあるんですけども、そういったことを知っておられるかどうか、それから下水道に関するいろんなことを、感想があれば御記入くださいという形の中でアンケート調査をいたしました。

回答としては、やはり「経済的に余裕がないから」、「接続費の家の改修費が高い」というようなことが20件ございました。「特に接続しなくても、今は生活に支障はない」というような方も8件ございました。それから、「使用料が高い」、確かに議員おっしゃるように、「使用料が高い」という方も5件ございました。今現在、まだ回答をくれておらない、無記名ですから、だれが回答してくれたかどうかというのはわからないんですけども、現在、電話による聞き取り調査を行っているところでございます。地区によって、確かに接続率に差があります。45%を超える地区もあれば、10%少しという地区もございます。この差は、議員おっしゃるように、やっぱり工事の進みぐあいによって供用開始の日がまちまちでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

農集と公共下水、両方ですけども、利用地区の方々に御理解いただきながら接続していただく。とにかく接続率向上に努めるということで、ハードルが一番高いんですけ

ども、今後は推進協議会の役員さんとか、そういった方にいろんなアイデアをいただきながら、粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

水道課長、前君。

○水道課長（前 守）

先ほどの佐々木議員の質問にお答えいたします。

補足説明になります。それでまた、町長との重複になりますけども、お許しいたきたいと思います。

現在、うちの有田川町では10立米当たり1,470円で、湯浅町は8立米当たり928円と1立米当たり116円という格好で、うちの1立米当たりより31円低額となっております。それと、飲料水の原価なんですけども、町長の言われたように120円から130円という幅があるんですけども、その幅については設備投資の関係で、その年度によって多少のずれが生じてくるということです。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、湯浅町の方から分水の契約ということなんですけども、湯浅分水との契約は平成14年2月19日に締結しまして、同年4月1日から24年3月31日までの10年間という契約期間になっております。昨年度よりボーリング地質調査等をやっております、湯浅町より今その結果をいただいているんですけども、湯浅町の行政区域内では、今使用している水量を賄えるだけの水量を確保することがとても無理だということを知っております。それで町長の答弁もあったと思うんですけども、湯浅町の方から分水を継続するような格好で打診があります。今のところあと1年あるんですけども、その契約に関して、今、町長も言ったように、単価及び期間、そこら辺を考えて一遍交渉したいと思っております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

建設課長、東君。

○建設課長（東 信行）

コンニャク溝の改修について答弁をさせていただきます。

コンニャク溝は、吉備バイパスの上流約300メートルのところから始まっております。吉備バイパスを横断しまして、県道吉備金屋線まで800メートル、それから鳥尾川までは200メートルあります。全長で1,300メートルの水路でございます。水路断面につきましては、狭いところで幅80センチ、高さ90センチ、また広いところでは幅が1メートル80センチ、高さ1メートル30センチです。

この7月12日から15日にかけて集中豪雨がありました。時間雨量で63ミリ降ってます。日雨量では153ミリの降雨でした。コンニャク溝以外にも、周辺用の排水路から畑や宅地等へ流入しているところが見られました。改修工事を実施しよ

うとすれば、農林水産省事業の農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、また局部改修であれば、県単独事業の小規模土地改良事業の水路工事が該当するかと思われる。いずれにしても、地元の用地の同意が必要になってきます。また、コンニャク溝の改修計画と同時に、流れ込む水路の改修も必要かと思われるので、面的に調査・研究する必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

8番、佐々木裕哲君の再質問を許可いたします。

○8番（佐々木裕哲）

再質問させていただきますが、先ほどもう再質問はできるだけしないということだったんですけども、一言だけ申し上げたいと思います。

1番の農業集落排水及び公共下水道の加入、接続率の件は、担当課も戸別訪問とかいろいろやってくれてるそうでございますけども、課、行政、役場を挙げてひとつ取り組んでいただきたいと思えます。

そして先ほどの関連で上水道の関係、また湯浅分水の件なんですけども、少なくとも町民が我々使っている条件よりも湯浅の方が安いというような町民感情もございますので、ひとつその差は解消できるように、湯浅町とも交渉もしていただきましてやっていただかなければ、先ほども言いましたように、「それだったら、もう今のままでいく」とかというようなことも、事実、私も何人かの方から耳に入ってきておりますし、また家にも来ていただいておりますので、ひとつその点もよろしく願いしておきます。

そして、2番目の残存戸籍の問題です。もう私はこれ以上、聞くことはございませんけど。今120歳以上でどうか言うておりましたけども、120歳以上だけでなく、100歳以上、またそれ以下でも、ひとつ整理できるところは整理していただきたいと思えます。

これからも、この住民課だけの問題でなしに、いろんなことにつきまして、他の市町村は別として、「さすがやっぱり有田川町はちゃんとやってるな」と、どんなことでも、いろんな問題が出てきまして、「有田川町はほんまに完璧やな」と言われるぐらいに、ひとつ全職員挙げて取り組んでいただきたいと思えます。

それと、3番目のコンニャク溝の件なんですけども、町長も先ほど関係者の用地の同意が得られれば対応を考えるとおっしゃってくれてましたんですけども、この件につきましては、私もまた、関係者ともまたいろいろ、議会でこういう答弁があったということを申し上げます。それで今後、建設課も先ほども話をしてくれましたけども、ひとつ建設課も積極的に。事実、この秋に来るか、来年来るか、それはわかりませんが、恐らくもう事実、今まで何回も、とにかく家のといの水と一緒に、流す量よりも入ってくる水の方が多いので、当然あふれるのは当たり前のごとでございますの

で、その対策をとらなければ、いつまでたっても問題解決にならないと思いますので、ひとつよろしく願いしておきます。もうこの件につきましては、答弁は結構でございます。よろしく願いしておきます。どうもありがとうございました。

○議長（前勢利夫）

以上で、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

……………通告順 2 番 1 番（増谷 憲）……………

○議長（前勢利夫）

続いて、1 番、増谷憲君の一般質問を許可します。

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

議長のお許しを得ましたので、1 番議員増谷、一般質問をさせていただきます。

私は今回、3 つの問題で通告を出させていただきます。順次質問を行いますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、公共交通のあり方についてであります。

現在、有田川町内には、民間 1 社の路線バス、民間 2 社のタクシー、町が運行させている週 1 回のコミュニティバスと観光施設巡回バス、福祉制度で福祉タクシー券でのタクシーへの乗車があります。また、生徒の通学に利用するスクールバスもあります。

有田川町は、山間地を多く抱えた町であり、また、ひとり・2 人暮らしの高齢者がふえていく中で、病院への通院や買い物、役場への用事等、どうしても行かなくてはならない場合が出てきます。しかも、今日、農協の支所の統合や郵便事業の民営化、個人商店の閉店などで、一層中心部へ行かないと用事ができない状況にも追い込まれてきています。こうした中で、みずから車に乗れない方や免許を返納した方など、いわゆる交通弱者にとってはその手段がなく、交通機関にどうしても頼らざるを得ません。しかし、自家用車の増加やそれぞれの交通機関の連携、乗り継ぎや便数が少なく不便であり、料金も高額となり気軽になかなか乗れない状況と、そのことが民間の交通事業者へのさらなる乗車減少を招き、経営の悪化にもつながっているのが現状ではないでしょうか。

和歌山県下の旅客流動量の交通機関別負担率を見ますと、資料が平成 14 年度までしかないんでありますが、昭和 55 年と平成 14 年の対比で見ますと、乗り合いバスで 12.4% から 2.5% への落ち込み、タクシーで 7% から 2% への落ち込み、それに引きかえ自家用車は 55.7% から 83.6% に増加しています。国民が皆免許という時代の中にあって、自分の交通手段は自分で確保せよと言わんばかりの情勢の中にあって、公共交通の利用者は小さい視野に置かれてきました。それで近年、大学の専門家や多くの関係者が、だれもがいつでもどこでも自由に移動できる交通環境社会の実現は自治体が果たすべき大きな責務と主張されるようになり、豊かな社会の実

現、持続可能な社会の実現、憲法25条の国民が健康で文化的な生活を営む権利としてとらえる新しい発想として、交通権という概念まで提起をされてきています。

国では、今、来年度に向けて交通基本法の制定に向けた動きにもなってきていますし、各地の自治体で条例での整備が必要となっているのが現情勢であります。こういう前置きを踏まえて伺いますが、企画財政課の平成22年度目標管理シートがあります。ホームページでも紹介されていますが、この計画の中に公共交通機関の充実という項目があります。公共交通の未整備地域や交通不便地域の解消を図るのが目的と書かれています。そして、目標とする内容について、今年度中に、つまり平成22年度中に町内の公共交通の未整備地域や交通不便地域の解消に向けた総合的な基本計画を策定するとあります。

そして、第1点目の1として伺いますが、この計画をつくる上でのこれまでの取り組みの内容と進みぐあい、今後の取り組む方向はどのようになっていますか。2つ目に、この計画をつくる上で交通問題に取り組んでいる大学の教授や事業者などの専門家との協議はいかがでしょうか。3つ目に、希望する町民を入れた地域公共交通会議の設置をしてはどうでしょうか。4つ目に、公共交通に関して町民のアンケート調査を行ってはいかがでしょうか。あらかじめお渡ししました参考例を見ていただければと思いますが、その点いかがでしょうか。そして5つ目に、計画に基づく試乗調査も行う必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

第2点目として、計画を明文化させるためにも交通条例の制定を求めたいと思います。この条例についても、全国で初めて条例をつくった自治体のコピーもお渡しさせていただいています。そして、この条例化する第一の意義ですが、地域の交通は安全な歩行空間の確保、自転車走行の安全確保、生活道路の整備、自動車交通の規制など、総合的な交通政策が求められます。そのために条例を制定して、町は社会基盤の整備、公共交通の利用促進が一体となった施策が進められます。第2の意義は、交通政策の全体が明確になり、町民や議会に説明責任を果たさせ、町の方針が明確になります。また、町民参加の政策評価の枠組みが明文化され、町民の意識高揚が高められます。第3の意義は、交通事業者にとっても具体的な行動方針が明確になり、中長期的な事業計画が策定しやすくなり、町の方針と一体となった事業運営が可能となります。第4の意義は、住民自治に基づくまちづくりが推進されます。いかがでしょうか。

次に、第3点目として、路線バス、コミュニティバス、観光施設巡回バスなどとの乗り継ぎが可能な限り最大限に生かせる時間帯の設定など、いわゆる連携性や連続性を持たせるよう、ぜひとも協議をしていただきたい。

第4点目の1点として、路線バスやコミュニティバスの運行では空白地域があり、またバス停までの移動が大変であります。バスを頻繁に利用する条件には、自宅からバス停まで、遠くても300メートル以内、駅までは200メートル以内が望ましいと言われています。この不便さを解消する上でも、利用者の要望に基づいて自宅まで

迎えにいき、目的地まで運行される、いわゆるデマンドバスの導入を検討されてはいかがでしょう。2つ目に、スクールバスの生徒と一般町民との混合乗車、また空き時間帯の利用検討をされてはどうか。この点についても、現に実施されてる自治体の参考例をお渡ししておりますので、見ていただきたいと思います。

第5点目として、福祉タクシー券が、現在、身体1・2級、療育手帳A1・A2、精神保健福祉手帳1級を持っておられる方に初乗り運賃を補助しています。年間24枚発行されていますが、平成21年度の実績利用者は161名です。これは旧金屋町のときに、ひとり・2人暮らしの方にも発行されていましたが、本来なら、ひとり・2人暮らしの一人一人にしていきたいのでありますが、せめてその世帯にも発行されるよう検討されてはどうか。特に中心部の吉備地域の方々には喜ばれると思いますし、バス停まで遠い方の運行手段にもなると推察いたします。いかがでしょう。

第6点目として、路線バスなどの運賃補助をし、乗車の向上につながる対策についてであります。路線バスで藤並駅から清水まで行くと、約1,400円ほどかかります。それにコミュニティバスを利用すると300円要りますから、最大1,700円前後になってまいります。せめて最大限1,000円以内におさまるような運賃設定をしてはどうか。また、町内有田中央高校生など清水分校がある関係で特に指定しましたが、これら高校生の通学定期代の補助を検討されてはいかがでしょう。

さて、次に2つ目の問題に移ります。町の雇用対策と仕事づくりについて質問します。

最近のさまざまな経済指標を見ていますと、相変わらず雇用情勢や地場産業の衰退、所得の格差等が際立っています。全国で当初所得の年平均額は05年度と比べて約21万円の減少、高齢単身世帯の増加、非正規雇用増加などの広がりによる世帯所得の低下が格差拡大の背景にあると思われれます。非正規雇用の若年層は、7割が自分の収入だけでは生活ができていません。林業関係者では、2009年度の調査では、林業所得が林業経営費を差し引いて10万3,000円しかないそうです。農業人口が全国で22.4%減少し、就業者の平均年齢は65歳を超えました。耕作放棄地の面積は全国で九州の経営面積に匹敵する規模になっています。

和歌山県内の失業率は4%、正規の有効求人倍率は0.4%、パートを入れても0.56%であります。ハローワーク湯浅への新規求職申込件数をお伺いしますと、328件となっています。日々100人を超える若い方などを中心にして、ハローワーク湯浅へ求職情報を求めて来ておられます。そして、和歌山県内の8月度倒産件数は10件で、負債総額は15億4,400万円で、いずれも不況型倒産とされています。

また、有田川町に誘致をした企業からも解雇され求職活動をしている方など、本当に雇用経済状況は悪くなる一方であります。そういう中で、ことしの春、県内の高校を卒業され、就職できなかった方が216人もおられました。来年は一層厳しい状況になるという予測もされ、今回、和歌山労働局、県教育長、県商工観光労働部長の3

者で、経済5団体に新規高等学校卒業予定者を対象とした求人の要請まで行っています。なお、秋田県では、高校生の就職支援に運転免許取得費用助成まで行っていると聞いています。

さて、有田川町の年間の企業や個人らがすべて合わさって、年間どれぐらいのものを生産しているかというものを額であらわす地域内総生産額というのがあります。これを見ますと、製造業で平成11年度の47.2%に落ち込み、建設業では、平成12年度から見ても16.7%に落ち込み、さらに林業に至っては、平成8年度の10.2%しかありません。平成18年度と平成19年度の有田川町の土木や建設など、8種類の公共工事の額では、吉備地区では約40億円、全体に占める割合54%、金屋地区で14億7,000万円弱、全体に占める割合は22%、清水地区では16億2,700万円余りで、全体に占める割合が24%という状況にあります。そして、町内業者の発注は、平成18年度で77%、平成19年度で88%となっています。これだけ発注していても、経済に活気を感じられないのはなぜでしょうか。そして、100万円以下の割合が低い状況にもあります。こういう状況の中で、行政が雇用対策や仕事づくりに積極的に応援する姿勢が特に求められてまいります。

そこで、以下5つの点で伺いますが、まず第1点目は、国の緊急雇用対策での事業状況、雇用数はどのようになっていますか。また、この事業の期限後、直ちに仕事がなくなり解雇されてしまわないか。期限後の対策と誘致企業の雇用状況はどうでしょうか。第2点目として、雇用創出推進基金が3億5,000万円余りありますが、この活用計画はどのようになっているのでしょうか。第3点目は、へき地地域定住対策条例が新たにつくられましたが、この条例の中に地元での農業や福祉施設などで就労する場合の対策を考えてはどうか。第4点目として、小規模・維持修繕公共工事やリフォームへの地元企業への発注制度をつくり、地元商工業の活性化につなげてはいかがでしょうか。第5点目として、東京方面へミカンや山椒など農林産物の売り上げ、消費拡大の対策はどのようになっていますか。また、ミカンを学校給食で出すことでの消費拡大は進んでおられますか。以上であります。

最後に、有害鳥獣対策について伺います。

有田川町鳥獣被害防止計画には、被害の状況や対鳥獣の捕獲計画が出されています。イノシシやシカ、猿の捕獲が平成19年度から特に伸びていて、平成22年度8月末で、イノシシで平成20年度の捕獲数を上回り、シカでは昨年度と同じ頭数になり、猿に至っては平成20年度に匹敵しています。それでも全体的に見て、被害が減ったような感じがありません。温暖化や栄養価の高いえさが十分であり、出産数も大幅に伸びているからではないかと思われます。山間地の農家の方は、「有害鳥獣に貴重な農産物が食べられ、生産する意欲もなくなってしまう。何とかしてほしい」、そんな声をいつも聞かされます。どのような対策を講じていけばいいのかと、関係者は日々悩んでいるのも事実であります。



そこでもう一度振り返ってみる必要があると思いますが、第1点目として、有田川町鳥獣被害防止対策協議会での協議状況はどうなっていますか。また、シカ、イノシシ、猿などの専門部会を設置して対策の協議をしてはいかがでしょうか。第2点目として、有害鳥獣被害対策の補助事業が幾つもあります、これだけ被害が出ていても、制度を知らない方が結構おられます。制度をわかりやすく周知するためにも、広報やホームページへの掲載、チラシでの配布を検討してはいかがでしょうか。第3点目として、里山と畑、人家の境目を明確にする草刈りと、畑へ作物や生ごみを投棄しないようにして、イノシシなどが畑などへ出てこない対策を求めたいと思います。第4点目として、鳥獣被害をなくすためにも、毎日見回る見回り隊の設置を求めたいと思います。これは猟友会だけでなく、追い払い専門の見回り隊の設置も検討してはいかがでしょうか。第5点目として、くくりわななどのわなの設置に必要な免許取得にお金が高額になります。ここへの助成制度も設けてはいかがでしょうか。第6点目として、よく言われるわけですが、有害で捕まえますと愛護団体などからすぐにおしかりをいただく、そういう状況もあります。ですので、イノシシやシカ、猿などの個体数の把握調査も計画されて、科学的な捕獲検討をされてはいかがでしょうか。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目、公共交通のあり方についてということはいっぱい項目にありますけれども、この少子高齢化を迎えて、このままでは非常に不便を来すであろうということで、抜本的に有田川町の公共交通のあり方を考えなあかんという思いがありまして、去年、担当課に命じて、これを一遍作成しようという話をさせていただきました。

その進捗状況でありますけれども、今回、国の方で「地域貢献機能の充実を図るためのプロジェクト事業」の公募がありまして、うちの町から「町内交通体系の効率化に向けて」ということで応募させていただきましたところ、これが採択されまして、ことしの7月より和歌山大学の先生方に来ていただいております。7月に有田川町の状況調査に入り、今月も来ていただく予定になっています。コミュニティバス路線の現場、あるいは現地調査を行っていただく予定になっています。今後は、おっしゃるとおり、コミュニティバス、スクールバス、路線バス等々を含めて活用をできないか。例えば、その経費等を含めた移動手段についての問題点を探っていくって、もちろん町内の方々にもアンケート調査はさせていただくようになっております。これから、できるだけよりよい公共交通の体系をつくれるように頑張っていきたいなと思っております。

それから、有田川町の地域交通会議については、もう現在これを設置しております。この中にいろんな方々、警察、もちろん振興局、陸運局等々も入っていただきますし、

各地区の清水・金屋・吉備地区の区長会長さんにもお入りをいただいております。

それから、6番目の路線バス、コミュニティバスの利用で、最大1,000円までという話でありますけれども、これは路線バス会社との協議が必要でありますし、現在も路線バスに対して補助金を出させていただいております。効率的な交通体系を研究していく中で、今後検討していきたいと考えてます。また、通学バスの定期代の補助金につきましては、多分これは清水分校の話だと思っておりますけれども、ほかの学校にもたくさんの方が通学されている関係もあるので、この区域だけというのは非常に難しいと考えております。

それから、国の緊急雇用対策の事業状況ということでもありますけれども、緊急雇用対策の事業状況としましては、平成21年度は5事業行いまして3,832万円、それから平成22年度、またこの9月にも補正で上げさせてもらってますけれども、22年度はこの補正を含めた金額で13事業、1億1,969万円行ってます。また、期限後の対策としまして、これが終わり次第、事業効果等を勘案して、精査して、必要なものについては雇用創出推進基金等を活用して続けていきたいと思っております。現在、基金の残高は約1億8,000万円程度であります。今月末までにこの基金の活用計画を作成したいと思っております。それを今つくっている最中であります。

それから、次の企業誘致の雇用状況という御質問でありますけれども、現在、有田川町での誘致企業は、吉備地区8社、清水地区2社の合計10社であります。全体的にやっぱり不景気なこともありまして、昨年度から若干落ち込みが続いております。具体的には、一昨年での10社の雇用数は1,000人余りでありましたけれども、昨年は900人余りとなっております。本年もほとんど横ばいということのようであります。2年間で100名ぐらい減少してますけれども、そのほとんどがやっぱり派遣社員として来ていた方々ばかりで、正社員やパートを含めた有田地方からの雇用者については余り変化はありません。

それから、へき地地域定住促進対策条例に農業など地元で従事する場合の対策をという御質問であります。本年4月に制定しましたへき地地域促進対策条例に、地元で従事する場合の特別対策をとの質問でありますけれども、現条例はここに定住することを目的としている方のみになってます。就労についてはそれぞれの事情もあり、これにより奨励金に格差を設けるのは非常に難しいと考えてます。しかし、農業に従事する場合、財政的な支援というのは今のところ行ってませんけれども、借り貸しなどの農地情報や生産技術等、ソフト面での支援はできる限り行っていきたいと考えてます。今後も本条例の設置目的に沿い、ニーズにこたえたいと考えてます。

それから、小規模・維持修繕公共工事やリフォームへの、地元業者への発注制度をという話であります。これも以前、増谷議員さんから御質問がありました。町では入札参加などのための業者登録制度というのがありまして、工事委託業務、物品などの発注は、この登録者の中から受注者を選定することを基本としてます。現状でも、小

規模な工事・修繕などは地元業者への発注を原則としていますので、もし受注を希望される方は、希望する業種の登録を行っていただきたいと思います。その結果、入札または見積もりによる業者選定の対象になることが簡単にできると思います。

それから、農林産物の売り上げ、消費拡大の対策を、例えば、東京方面へのミカンや山椒の消費拡大、ミカンを学校給食へ出すことによって消費拡大はどうかという御質問でありますけれども。今年のミカンの価格、皆さん方御承知のように、非常に厳しいものがありました。本年は全国的に不作ということで、このままでいけば70万トンちょっとという予想がされてます。ただ、価格については若干期待をしてるんですけども、異常気象ということで非常に品質面で懸念をしているところと、農産物は少なかったから売れるとは限りませんので、できるだけ有田川にとっては第一次産業、この価格が経済にもろに影響するということで、議員おっしゃるとおり、これからもしっかりと頑張っていきたいと思います。販売価格については、やっぱり高品質の農産物をつくるということが山地間競争に勝つ第一の条件だと考えてます。消費拡大のためのPRも農協や行政の大きな使命と考えてます。有田地方には、農業関係機関等で構成されているブランドありだ果樹産地協議会という組織があり、生産販売面での取り組みを行っています。また、日本一の有田みかんを目指す運動ということで、テレビ、ラジオや量販店での試食宣伝などを行っておりまして、有田川町も約450万円を毎年この会に助成をさせていただいてます。

また、昨年、初めてですけれども、農協の組合長さんと一緒に大阪市場2社、それから札幌市場2社にセールスに行っていました。特に北海道では、地元のテレビ局が取り上げてくれまして、実況中継ということで何分間か、「今日の番組」で流していただきました。これからもいろんな方法はあると思いますけれども、農協を軸に1市3町で取り組んでいかなければならない事業、あるいは有田川町単独でもこれからできるだけ消費の宣伝活動にも力を入れていきたいと考えてます。各共撰の組合長さんとお会いするときは、「僕でよかったらいつでも御同行させていただきます」という話もさせていただいてますので、ことしは何組かの組合からもお声がかかるのではなかろうかと思っております。

また、山椒についても、有田川町、日本一の産地であります。一般家庭での消費というのは、今の現物での消費というのはある程度限界があると思いますので、加工メーカーへの売り込みが今のところ主体となっております。農協においても、メーカーへの販売展開を行ってくれてます。また、生活研究グループも山椒を使用した加工品の開発も随時行ってくれてまして、直売所やイベント等で販売を通じ消費拡大を図っています。

また、ミカンを学校給食に取り入れることについては、議員御指摘のとおりだと思います。本町の農業士会や農協など、ミカンを提供してくれております。去年度、農業士会さんについては、10キロ箱で101箱いただきました。それを各学校に配っ

て食べていただいたんですけれども、今後もできるだけ給食の献立の中にも取り入れて、子どもたちにもまず、地元の特産品を試食する機会をできる限りふやしていきたいと考えてます。

また、有害鳥獣対策についての御質問であります。

町鳥獣被害防止対策協議会の協議状況はどうか、またシカ、イノシシ、猿の専門部会の設置をしてはどうかという御要望であります。昨年度発足した町鳥獣被害防止対策協議会については、去る9月7日に本年度第1回の会議を開催して、猟友会や農家、農業関係機関等、それぞれの立場から意見を交換したところです。この協議会には、シカ、イノシシ、猿の専門部会をということでありますけれども、それぞれの生息区域も共通して、駆除や防護についても大きな違いはありません。現在、協議会としては猟友会の協力を得ながら、関係機関の力を結集して一体的に取り組むと聞いています。しかし、将来、協議会のさらなる充実を図り、こうした専門部会が必要とあらば、検討していきたいと思っております。

実は、ここ5日ほど前に、湯浅と奥村のまたがる地域で、湯浅の猟友会、それから有田川町の猟友会、それから地区民の方も40名ぐらい参加されたと聞いてます。それで、猿の追い込みをやったと聞いてます。それで、これからも地域の方々、あるいは猟友会の方々とも連携をとりながらやっていきたいなと思います。

それから、有害鳥獣被害対策の制度、これなかなか知らない人もあるということでございますので、今後、広報、ホームページへの掲載、チラシの配布をできるだけわかりやすいように書いたものを配布していきたいと思っております。それから、獣害対策に関する補助制度については、今後も随時広報に努めていきます。定期的には県の補助事業が確定した5月ごろには広報したいと思っております。内容については、できる限りわかりやすくまとめるように担当課に現在指示を出しているところであります。

また、3つ目の里山と畑・人家の境目を明確にする草刈りと、畑への作物や生ごみを投棄しない対策をとという御質問でありますけれども。山際の灌木や草を刈ることで一般的にイノシシが警戒し、出没しにくいと言われております。しかし、本町のように里と山との距離が離れている場合、どれほどの効果があるかは疑問であります。草刈りの制度化についても、農家はミカン等への病虫害を防ぐ目的で山際を刈りますが、非常に大きな労力が必要となり、制度化は難しいと考えます。ただ、耕作放棄地が人家の近くにある場合は、所有者には除草するようお願いしております。

また、里山にドングリなどを植えることについてでありますけれども。これはクマには非常に有効なようではありますけれども、イノシシやシカには一般的にドングリの実とかそれは逆効果だとされています。イノシシは、もともと里に住む動物で、狩猟が盛んな時代に人間によって山に追いやられたと言われてます。結局、人間がつくったおいしくて栄養価の高い作物の味を知ったイノシシを山に押し返せるとすれば、狩猟圧力をかけるしかないのではないかと考えてます。

また、毎日見回る見回り隊の設置をということでもありますけれども、県内でも広川町や日高川町で見回り隊を結成して活動しています。両町とも漁友会の会員に委託して、イノシシやシカが多く出没する地域を中心に見回っているようです。広川町では毎日2名が見回り、4月以降、10頭を捕獲したとのことでもあります。日高川町でも旧町単位で各2名が見回りを行い、シカを中心に月2～3頭を捕獲しているとのこと。有田川町においても、猟友会に御協力をいただきまして実施することは可能だと思います。広川町、日高川町も本年度からの実施ですし、両町とも賃金や自動車のリース料は緊急雇用対策事業を充てているようでもあります。本町において実施する場合、事業終了後の予算も含め、もう少し実績を見た上で検討したいと考えます。

少し余談になりますけれども、9月12日に猿の駆除を目的とした、先ほど申し上げた湯浅、有田川町との共同でハンターや農家、約70人ぐらい出てくれたようですが、残念ながらそれを察知した猿がいち早く姿を消して、残りその日は効果がなかったようでもあります。今後とも一生懸命にやっていきたいなと思います。

それから、農家の方が獣害対策を目的にわな免許を取得する場合の費用、これでもありますけれども。現在、県が2分の1、町が4分の1負担する制度ができてまいりました。こうした制度に加えて、本年度から第3期対策が始まった中山間直接支払制度も活用して、農家の皆さんが地域を挙げて獣害対策に取り組むことは非常に意義のあることだと思っております。

それから、個体数の把握調査ということでもありますけれども、イノシシ、シカについて個体数がふえているのは事実だと思います。一時期山に追いやられたイノシシが里に下り、イノシシが少なくなった山にシカが入ってくる。結果的に、イノシシの後をシカが追ってくるというのが実態のようでもあります。個体数調査については、シカの場合、一定地域に落ちているふんの量を数えて、これに数式を当てはめて割り出す方法が一般的に行われています。和歌山県においては、平成6年から7年ごろに約8,000頭であったのが、昨年度については3万1,000頭までふえたと推定されています。イノシシの個体数については、縄張りを持たず行動範囲が広いことから、有効な調査方法というのが確立されていません。なお、シカの調査も有田川町の実施では意味がなく、500万円ほどの費用が必要なため、実施は難しいと考えております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は、11時15分からといたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時59分

再開 11時15分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（前勢利夫）

それでは、再開いたします。

1番議員、増谷憲君の質問に対する当局の答弁を引き続いて求めます。

企画財政課長、武内君。

○企画財政課長（武内宣夫）

増谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

公共交通のあり方についてということで、長の補足答弁をさせていただきたいと思っております。先ほど長が答弁したのと重複する部分もありますけれども、お許しいただきたいと思っております。

当町におきましては、公共交通のあり方については非常に重要な問題と認識しております。と申しますのも、当町におきましては、町の中央を東西に流れる有田川に沿って路線バスが運行されておりますが、山間部などほとんどの地域が自家用車以外での移動手段がなく、町営コミュニティバスにより路線バスへの連絡ができるように運行させてございます。また、路線バスについても、利用客の減少により経営が非常に厳しく、運行コースや便数が削られ、町からの補助金を出しながら運行しておるような状況でございます。しかしながら、地域からはコミュニティバスの増便、あるいは路線バスのコースの復活等の声も上がってきておるのが事実でございます。少子高齢化、過疎化が深刻化している当町におきまして、路線バス、コミュニティバス、観光用の巡回バス、またスクールバスなど運行しておりますが、これらの交通機関について、地域住民等利用者のニーズに合った、利用しやすい運行のための交通体系が必要となってきたと考えてございます。

そのような中で、和歌山大学が地域が抱える課題の解決を図る研究事業ということで、行政からの提案をもとにいたしまして、「地域貢献機能の充実を図るためのプロジェクト事業」の公募がございまして、当町からも町内全域ということで、「町内交通体系の効率化に向けて」ということで応募をさせていただきました。それで採択をされまして、7月には和歌山大学の先生もおみえになりまして、今後の状況調査とかそういうのを打ち合わせいたしました。そしてまた、今月も来ていただくことになってございます。その中で、7月にはコミュニティバス路線の、全部ではないんですけども、現場の調査等いたしました。その残りについて、今月行うような予定になっております。今後、コミュニティバス、またスクールバス、路線バス等の経費等も含めました運行状況とか、町内の移動手段についての町民のアンケート調査、そしてそれに向けての研究協議会等々によりまして行ってまいりたいと思っております。

そのような中で、研究が進んで、計画では来年の12月には終了するということになってございます。その時点におきまして、研究の進捗状況等にもよりますけれども、総合交通計画等の策定に向けまして取り組んでまいりたい、このように思っております。

○議長（前勢利夫）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

増谷議員さんの御質問で、産業課のところを少し補足で説明をさせていただきます。

まず、2番目の項目の中で、誘致企業の雇用状況につきましてですが、10社の雇用状況をトータルいたしますと、一昨年度、これが最近ではピークでありました。その中身をお聞きますと、トータルで1,049人の雇用がございます。昨年、非常に景気が落ち込んだということで、20年度に929人、100人以上の減数がございます。本年度は、今のところ909人ということで、ほぼ横ばいです。ただ、派遣社員、先ほど長も答弁したとおり、派遣社員の雇用の件もあるわけですが、有田地方外からの方が多いというふうに把握しております。それと、正社員の方も減っておりますけれども、これは和歌山アイコムが紀の川市の方へ工場を進出させるということで、平成19年にはこちらの方の工場へ一時的にたくさんの職員が来ておりました。その関係で、新たに紀の川市の方で操業したということで、そちらへ移られたということで実質的な正社員の減ということではございません。

それから、消費宣伝のことですが、まず長も答弁したとおり、消費宣伝につきましては、我々も一生懸命取り組んでいきたいと。農協とどうしてもやっぱりタイアップしながらやっていきたいというふうに考えております。ことしも農協の方にも、そういう形で計画をしませんかということは話しております。ただ、農協も広域化している中で、いつも有田川町とだけというような言葉もあるわけですが、予算も本年度取っておりますし、農協にその意志があれば一緒にやっていきたいと。もしそういうことにならなくても、私どもの農業士会等がそういう計画を昨年も実行いたしましたので、農業士会等の方と一緒に町単独で、町長にも出ていただいて、消費宣伝をやっていきたいというふうに考えております。具体的には、まだ決まってないわけですが、どちらかというところ京阪神を中心に、忙しい時期でありますので、農家の方にも一緒に手伝っていただくということになるかと思っております。

それから、山椒につきましては、これも農協の方でいろいろと販売予定なりしてくれているわけですが、加工業者さん、よく七味屋さんとか、それからツムラとか、そういう業者さんのところへ、基本的には問屋さんを通じて入ってます。ほかのところへも営業展開をかけているということですが、なかなかルートがそれぞれの会社で決まっておりますので、新規参入は難しいと。その中で今の山椒を利用させていただいてるメーカーさんに、できる限りたくさん商品を開発して利用、購入していただきたいというふうに農協では考えているということです。

続きまして、有害鳥獣対策につきましては、協議会の専門部というのが、正直申し上げまして、まだ協議会の中で非常に、先日も協議会をやった中でいろんな意見は出るわけですが、じゃあ具体的にシカにはどうする、猿にはどうするというような

形で、細分化した方法というのはなかなか見出せないのが現状です。その協議会の中でも、先ほど町長が言いましたとおり、巻狩り、非常にこれについては、今後も協議会の中でも取り上げて、農家も一緒になってやるというような形は非常に意味のあることだと思いますので、協議会の中でこういうことも検討していくことは一番大切ではないかなというように考えております。

それから、広報ですけども。正直申し上げまして、我々の方でいろんな制度について、広報が十分であったかと言われますと、必ずしもそうではなかったというふうに反省しております。今後、もっともっと広報紙に掲載するだけでなく、いろんなメディア、またチラシ等も入れて、予算のそれぞれの節目、節目に広報に努めていきたいというふうに考えております。

それから、里山へ木を、ドングリなんかを植えるということですけども。以前、私、合併前に産業課におりましたとき、奈良県の取り組みを研修に行ったことがございます。奈良県では、基本的に木を切るという運動を展開しているということで、それはそれなりに効果があったと。実際、山のカキであるとか、ビワであるとか、ほとんど放任状態で取らないような農作物はすべて県、市町村で区民挙げて切ったという取り組みが10年ほど前ですが、されたということをお聞きしました。説はいろいろあるわけですけども、現段階では山の方へ植えて、そこでイノシシやシカなどをとどめるということは無理であろうと。いろんな研究機関にも問い合わせましたが、共通してそういう認識でございました。

それから、見守り隊ですが、どれだけの費用対効果があるのか。いろんな手段を講じるというのは必要であろうと思いますが、今現在、有田川町でも獣害対策に対しての予算が1,200万円ほどございます。本議会へも補正をさせていただいておりますが、年々費用が要ります。これはやむを得ないとは思っていますが、その中でまず私個人的にはとること、それから防護さくで守ることが基本であろうと思いますので、その方法として限られた予算の中で一番有効な形を考えていきたいというふうに思いますので、見回り隊についてはもうしばらく近隣町の実績を見せていただきたいというふうに思います。

それから、個体数の調査ですが、非常にいろんな方法があるんですけども、なかなか難しいということは聞いております。シカにつきましては、県が本年度、日本シカの保護管理計画というのがあるんですけども、これを緩和するというので、シカの1日当たりの捕獲制限を全部撤廃するというので、先日広聴会がありまして、私も公述人ということで呼ばれていきました。そういう緩和をするわけで、シカについては今後、県の方で定期的に、シカが大体8,700頭、和歌山県で適量数だそうです。そこまでなかなか減らすのは難しいかと思うんですけども、毎年調査をするというふうに聞いておりますので、こういった資料は県の方からいただいて参考にしたいというふうに考えております。



以上です。

○議長（前勢利夫）

1 番、増谷憲君の再質問を許可いたします。

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

1 番、増谷、再質問をさせていただきます。

まず第1問目の、公共交通問題なんですけども。先ほどの答弁をお聞きしてましたら、町当局の積極的に取り組んでいくという姿勢は把握しました。それはそれでぜひ進めていただきたいと思います。その上に立って、ぜひつくっていく上で大事なものは、専門家っていろいろありますので、私も何人かの専門家の話を聞いたことがあるんですけども、今、そういう交通を専門に取り組んでいただいている先生方の集まりというのがあるんですよ、交通見学会というの。そういうところが参考に一つなるというのと、それから近隣では、立命館大学の先生とかいろんな専門的に全国を駆け回って、交通問題の施策と一緒に取り組んでいただいておりますので、そういうところをぜひ見ていただいて、そういう交通見学会とか立命館大学の先生とかも呼んで、一緒に勉強する機会もぜひ持っていただきたいと思いますというのが一つです。

それから、進めていく上で大事なことは、住民へのアンケート調査。これなしに、どういうものをつくっていったらいいのかというのは絶対出てこないと思います。長野県の本曾町では、住民へのアンケートを徹底的にやって、それですばらしい交通形態をつくって利用者がふえてきているという実績が上がっているというのを聞いてますので、そういうところのアンケートを大体まねてつくって、先ほど総務課長と町長には渡したと思いますけど、アンケートを。こういうのをぜひ参考にしてお取り組みしてほしいなと思います。

それで、答弁について再度伺いますが、交通条例について踏み込んだ答弁がなかったんですけども、交通条例の制定については。だから、その計画書をつくって行って、その先に交通条例というものもぜひ検討してもらえないかということなんですけど、その点、いかがかなというふうに思います。

それから、特に触れていなかったデマンドバスやスクールバス、福祉タクシー券の問題についても、これからそれらの協議の中に含んでいかれるのかどうか、再度お答えいただきたいと思います。

それで条例については、資料としてお渡しした福岡市の条例の問題、金沢市の促進条例、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それから、取り組んでいく上で財政的な問題もやっぱり問われてくるんですよ。この問題については、過疎地域自立促進特別措置法の20条でも今回新たにソフト事業が盛り込まれたということで、今回、町議会に提案されてるうちの27年度までの計画の中にも組み込んでおられますし、今度、それに伴ってのソフト事業の分として

和歌山県から1億2,600万円ぐらいの予算がつくというふうにお聞きしていますので、それらも活用できると思いますので、ぜひ財源の問題ではそれを活用するとか。

それから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのができております。これでも計画をつくる上でのソフト事業にお金がつくということも聞いてるんで、ぜひ活用していただきたいと思います。

それでもう一つ、路線バスの赤字対策分で、特交で8割がみてもらえるという制度になってるんですが、実際、決算書などを調べてみても、それぐらい入ってないというふうな状況だと思うんで、これは民間業者からもそのことを前から言われています。ですから、今、赤字分がすごく膨らんできているということもあって、特交の申請を再度見直していただきたいというのがあります。

それから、参考になる事例を一つ紹介したいと思うんですが、先ほど言いました木曾町の生活交通の実態、これもぜひ調べていただきたい。それから、京都府の京丹後市の事例なんですけど、ここは合併して6万1,000人ほどの人口になってるんですけども、ここも以前は1,000円近い料金設定が、今回の合併に伴って住民からの声も含めて上限200円のバスにしたりして、利用者が9万3,000人から15万人を突破してると。これにあわせて高校生の通学定期代も1カ月3万8,000円要っていたのが、最大5,000円にして、その分を補てんして、これも保護者から喜ばれて増便につながってると。市長が「700円で2人乗るよりも、200円で7人乗った方が活性化になるからやるんだ」というふうに言っています。それから、福岡県の旭橋の相乗りスクールバスの運行、これは資料としてお渡ししていますので、ぜひ参考にさせていただきたいのと。それから、長野県の佐久穂町では、デマンドタクシーということで商工会へ委託して、電話して30分に1本の割合で、30分前に商工会へ予約すれば乗れるという制度にしています。それから、愛知県一宮市では、バス事業者とタクシー業者との競合問題、常にこういう問題を考えていく上でけんかの種になるというか、もつれるきっかけになるので。その点、ここでは行政が中に入って、競合部分で改善をして、うまいこと両者を運行さす事例もありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。これが第1問についてであります。

それから、2つ目の問題でありますけど、先ほどの答弁では、誘致企業の関係だけ見ましても、この間、140人の方の雇用減になってるということで、やはり厳しい状況になってると私は思うんです。企業誘致条例では、雇用の機会をふやすということでこの条例をつくって、企業が来るための造成地を援助したり、そういったさまざまな援助をやってるわけですから、ぜひ誘致企業と、それから周辺企業も含めて、町長が先頭に立って、「おまえのどこ、もっと雇ってくれよ」という働きかけをやってほしいんです。これは定期的にそういう企業との交流というのか、そういうのを持って行って、お互いの信頼関係をつくりながら雇用対策増に取り組んでいただきたい。これが雇用問題の一つです。

それから、御存じでしょうか。緊急人材育成支援事業、こういうのを御存じでしょうか。職業訓練実施の認定を受けている各種学校、それから福祉法人、企業などで訓練や受講しながら生活支援金として1カ月10万円の支給。扶養家族がある場合は12万円。また少額の融資も受けることが可能と聞いているので、こういう制度の周知がなされているのかどうか、いかがでしょうか。

それからもう一つは、労働者の雇用時の問題で、公契約の立場から指摘しますが、スクールバスの運転手やしみず園での労働者も、この間の給与の引き下げ問題などさまざまありました。これは公契約の立場から見ると、入札の条件に安ければいいという賃金ではなく、やはり条例による賃金保障が大事だということから、公契約の立場で考えていただきたいというのと。正職員を減らして非常勤職員が多くなっている問題もあります。特に保育所では、約半数が非常勤になっています。全体で100人前後になっているのではないかというふうに思いますが、結局正職員を減らしてきたことがこういうことへつながっているのではないか。地元へ投資をしてくれる地元の労働者があってこそ地元の活性化になるし、所得・税収増につながるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

それから、地元商店の活性化の問題では、決算委員会でいつも指定させていただいています、町内で発注する消耗品や備品・食材の発注率、もっと引き上げる必要があります。特に食材は5割近くまでいきましたが、それ以外はせいぜい2割前後になっておりますので、これはなかなか引き上がっておりません。ぜひ率を上げていただきたい。これが一つ。

それからもう一つは、先ほど言いました小規模維持修繕工事は、やはりやっているとこでは大きな経済効果を生んでいますので、ぜひお渡しした資料も含めて見て、検討していただきたいと思います。

それから、2つ目の問題の事例の最後として、山形県の庄内町、ここでは持ち家住宅建設祝い金という制度をつくっています。町内で居住するための住居、みずから営む店舗、附属建物新築・増改築・修繕などについて、町内業者に発注したら、施主である町民に対象工事費の5%、限度額50万円ですが、交付される制度があります。さらに持ち家住宅建設資金融資制度がつくられて、2008年度で109件、2009年度では前年度の倍近い件数になって、工事費は08年度で6億円、09年度で7億円、この制度による経済波及効果は30倍近くになっていると言われていると。固定資産税の増収効果も単年度で約300万円になっていると言われています。だから、こういう小さい町でもこういう波及効果を生んでいる制度をつくっていますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それから、最後の3つ目の問題ですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいんですが、里山との関係で言いますと、先ほど答弁があったように、そういうところもあるし、私ところの家みたいにすぐ裏が山とか、そういう地域もあって出てくるんですよ。だ

から、やっぱりその辺の境目の対策をとるのも必要であるし、農産物を捨てない対策とかそういうこともぜひ考えていただきたいと思います。

それから、この前の対策協議会の中で、免許の資格のお金については、補助金を出したらどうよという話を聞いたので、協議会の中でも出ているので、補助金のアップとか含めて、地元が負担の要らないような対策をぜひ求めていただきたいと思いますし。

それで、見回り隊の問題についてちょっと触れたいんですが、のんびんだらり回るというのではなくて、21年度の資料を担当課につくっていただきました。これで、猿やイノシシやシカなどがどの地域でよく出ているかという調査なんです。やっぱり顕著なあらわれ方が出ているわけです。例えば石垣地区やったら100頭近い。鳥屋城でも52。あと生<sup>うぶいし</sup>石や岩倉が多いと。吉備地域では、徳田、吉見が圧倒的に多い。その次に奥地域。それで田殿と。清水については、栗生や五村筋、楠本や沼、遠井、三田、清水、久野原、下・上湯川のあたりと、こういう結果が出てるので、そういうところを対象にしながらか見回り隊を含めて検討していただきたいと思います。

見回り隊の中で、福岡県の河原町、猿対策協議会の、これは見守り隊の制度をつくってるんですが、ここでは猿の頭数の把握、保護計画の策定、被害防止対策ということでやっています。ここは捕まえません。追い払いだけです。エアガンを使ったり、ゴム銃を使ったりして、365日休みなしで2組体制で回っています。月にしたら大体7万円ぐらいの費用でやってるそうですが、そういうところもありますので、ぜひ検討材料としていただきたいと思います。

以上、答弁をまたお願いします。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の再質問にお答えをしたいと思います。

公共交通の今策定をやってますけれども、その中に専門家を入れよというお話であります。今、和歌山大学のそういった専門の方、あるいはそういった専門の方が必要であれば、また今後、来年の12月の策定を目指していろんな方にも入っていただくし、もちろんおっしゃるとおり、これは住民の意見というのが最重要課題になってこようかと思っています。

さっき福岡市の条例を見せてもらったんですけど、ちょっとここら辺りと違うんかなと。あそこの大きな目的は、自家用車で行ったら、たいへん停滞するんで、大都会とはまたある程度ちょっと違うような形になると思いますけれども、住民の方とか、あるいはそういった専門の御意見を取り入れながらつくっていったらいいのになと思ってます。

それから、先ほどちょっとこのことについて、新過疎法のソフト面の条例、今回の

新過疎法の中にも入ってます。今、清水の五郷地域、この辺の方々がこの事業を活用して何かできないかということで、ここの地域も今のところ取り組んでくれてますし、清水地域においても県の専門の担当課に2回、区長会へ来ていただいて、いろんな説明をしていただいています。金屋地域も実は1回、区長会でこの説明をさせていただいています。できるだけそういった事業を活用しながら、地域の方々と話し合っ、今後もやっていきたいなと思ってます。

それから、もちろん企業についても、非常に重要な雇用の場でありまして、今の経済情勢からいって、新たに來てくれる企業というのは今非常に誘致するのは難しいかなという考えを持っています。とにかく今ある企業に多くの方々に雇っていただけるように、これからも働きかけていきたいと思ってます。年に何回かは有田川町の経済クラブというのがありまして、ほとんどの企業の社長さんがそこへ入ってくれております。そういった方々にも、今後できるだけ町内の方を雇っていただけるようお願いをしていきたいと思ってます。

それから、地元商店街での発注、少ないん違うかということでもありますけれども、できるだけ地元のことについては地元でやるというのが基本でありますので、できるだけそういった率を上げるように努力もしていきたいなと思ってます。それから、小規模の発注につきましては、町が出す工事ってすべて公共工事でございますので、多分申請の仕方も知らない人もあるんかなという感じでもありますので、できるだけそういった申請のしやすい方法をとっていただけるように、また広報でも、こういう方も申請いただければ、見積もりとか工事に入っていただけますよというような、広報で一遍流してみたいなと思ってます。

それから里山、おっしゃるとおり、境をきれいにするという事は非常にイノシシ・シカの対策に。たいへん有効だと聞いてますけども、何せ有田川町も非常に広いもんですから、これは今のところ早期にやるというのは困難かなと思ってます。

それと、シカとイノシシの見回り隊についても、今後、猟友会と1回検討させていただきます。そしてまた、地元の方とも検討させていただきます。先日も、先ほど申し上げたとおり、湯浅と奥地区の方々が共同で追い出し作戦をやったということで、今後とも地域の方々と協力して、しっかりとイノシシ、シカ対策に乗り出していききたいなと思います。

その公共交通の条例でありますけれども、今やってる作業の進捗状況を見ながら、条例もそれに合わせてまたつくっていききたいなと思います。

○議長（前勢利夫）

産業課長。

○産業課長（福原茂記）

まず、対策協議会での議論の中で、免許の資格に対する補助ということですが、昨年からは新規に農家の方が免許を取る場合には、県で2分の1、それから町が4

分の1という補助制度ができています。これについても、私どもの広報が不十分であったのかということと、それから、町の方へは申請が出てきませんので、だれが免許を取られたのかというのはわからないんですけども、県の方でも、昨年については、こういう制度があるということを受けられた方に言ってもらえなかったという不手際もありまして、本年度はそういうような形で、受けられた方には。もちろん受かって登録の費用とかいうことがありますので、受ただけではなくて、受からないと登録費とかそういうのは発生しないので、今のところ4～5名の方を把握しておりますので、この制度で助成をできればというふうに考えております。

それから、草刈り。増谷議員の周辺でもということでありましたけども、町長が言われましたとおり、非常に広大でありますので、中山間の直接支払制度等を利用して取り組んでいただけている地域も若干あるようですけども、なかなかそこまで手が回らないと。基本的には民有地でございますので、町がどこまで費用をかけてそのような取り組みができるのかということは検討しなければならないというふうに思います。

見回り隊につきましても、近隣の町でも重点的に出没の多いところを中心に回っているということですが、ただ、せっかく回る中で追い払うだけではあれなので、やはり見つければ捕獲するということになると思います。捕獲も銃による捕獲になるわけですから、猟友会ともいろいろと御相談を申し上げて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前勢利夫）

1番、増谷憲君の再々質問を許可いたします。

○1番（増谷 憲）

最後の質問になりますが、要望を兼ねてなんですけども、町が発注する入札で、人件費の伴うものについては、今後、その人件費の内容はどうなってるかというのをきっちり調べていただいて、先ほど言いました公契約の立場から、人件費についても安ければいいということではなくて、その人の生活にかかってくる問題なので、そういうことを含めた入札のあり方を検討することを求めて、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今後、そういうことを考えて、検討していきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

ここで午前中の一般質問を終わりにして、午後から引き続いて一般質問を行わせていただきます。なお、午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩 11時53分

再開 13時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

……………通告順3番 3番（橋爪弘典）……………

○議長（前勢利夫）

午前に引き続きまして、午後からの一般質問を再開いたします。

3番、橋爪弘典君の一般質問を許可します。

3番、橋爪弘典君。

○3番（橋爪弘典）

3番の橋爪です。ただいま、前勢議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、糸野地区の堤防敷地への不当なる課税についてであります。

昭和28年7月18日、夜半から早朝にかけて有田地方をゲリラ豪雨が襲いました。有田川の沿岸流域が壊滅的な損害をこうむったのであります。吉備井堰も増水のため、完全に流失しました。吉備井堰というのは、その当時は水田であった花の里公園、東グラウンドから上中島のJRの有田川鉄橋までの水田の用水を賄うための井堰であります。水害後、昭和31年、この井堰を復旧しようという話が持ち上がりました。しかし、その工法は、水害前は木のくいを打ち込んだだけの井堰でございましたけども、水害後はコンクリートの堰であり、ただコンクリートで堰をただけではなく、川底から漏水をするということで、相当なる面積の川底をコンクリートで敷を張るという工法でありました。そのようにすれば、川底は未来永劫下がることはございません。

糸野地区は低水護岸の越流堤防で、大水が出れば、すぐ乗り越えるという低い堤防であるため、強い反対運動が起こりました。しかし、堰をしなければ用水を確保できませんので、当時の湯浅土木事務所の田村課長、金屋町の岩垣土木課長が糸野地区の説得に当たり、何回かの折衝の結果、低水護岸の内側にもう一つの堤防をつくるということで話がつき、現在の堤防が生まれました。今、町長さんにお配りしている図面は、金屋町役場が作成しましたもので、それ以来、50年にわたりその敷地が個人名義であるにもかかわらず、課税されずにまいりました。それは有田川土地改良区の用水を確保するため、和歌山県と金屋町が糸野区を説得して堤防をつくったということのためであります。ちなみに申し上げますと、有田川土地改良区という団体は、電柱を立てようが、貯水タンクをつくろうが、パイプを布設しようが、使用料を一切払わず、また固定資産税も払わず、土地の名義を一切変更しないでもとのままというけしからん団体であります。

私が申し上げたいことは、和歌山県、金屋町がかかわり、50年間も課税されなかったものを、建設当時のいきさつの何の調査もなく課税するということは、行政と

してはあってはならないことであります。即刻非課税とするよう説明を求めるもの  
あります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

橋爪議員の御質問にお答えしたいと思います。

この土地については、昭和28年の大水害後、内堤防として計画をしたと、それは  
聞いております。この土地は、平成5年に地籍調査によって堤に変更されております。  
それでも、15年度までは課税されておりました、平成16年度から堤として非課税  
となっております。今回、合併に際して全体を見直そうということで、その結果、  
多くの土地、農地が雑種地になったり、雑種地が住宅になったりし、多くの見直しも  
させていただきました。固定資産税については、その現況課税が原則となっております  
して、登記地目は堤となっておりますけれども、現況は私道及び作業道になっており  
ますので、今回は課税をさせていただいたというわけであります。

今、橋爪議員から指摘されました過去のそういったいきさつ、詳しいお名前も出て  
きたようでありますし、今後一回それをきっちり調査して対応をさせていただき  
たいと思います。

○議長（前勢利夫）

税務課長、星田君。

○税務課長（星田仁志）

町長の補足説明をいたします。

議員がおっしゃっておられる土地は、平成5年2月16日に地籍調査によって畑と  
宅地から分筆され、登記地目が堤に変更されております。固定資産税の課税状況は、  
合併前のことなので、いきさつはよくわかりませんが、平成15年度までは分筆前の  
畑と宅地で課税されておりましたが、平成16年度からは堤として非課税となってお  
りました。

非課税につきましては、地方税法に範囲が定められております。公共の用に供する  
用悪水路、ため池、堤、溝は課税できないとなっております。この公共の用に供する  
とは、道路、河川、公園などのように不特定多数の、いわゆる一般公衆の利用に供す  
ることによって公の行政の目的を達成するものを言い、不特定多数の人の利用に供す  
るものを言います。また、反対に目的以外に使用する場合には、固定資産税を  
課税すると定められておりますので、堤から違う目的に利用された場合は課税対象と  
なります。

非課税対象用地に対しましては、定期的に実地調査を行うことによりまして、利用  
状況を的確に把握し、適正な認定を行う必要があります。そのため、合併後の平成1



9年度に一斉に非課税地の現況調査を行った結果、当該土地の利用状況が公共的な堤ではなく、個人が使用する私道及び作業場となっておりますので、平成20年度より課税地目を雑種地に変更して課税したわけでございます。

その後、平成20年4月に所有者の方が来庁されました。これは固定資産の縦覧期間の時期でございます。そのときに固定資産税の担当者が対応させていただいております。以前、役場が堤防兼道路として計画をしてつけ立てた堤防であると、昔の経緯などの話を聞かせていただき、また建設課の担当者にも現場へ行ってもらい確認をしておりますが、今現在計画もありませんし、その当時の資料もございません。

また、町道でもなく、計画予定地であっても、公共の用に供する土地とは認定しかねますし、現況が私道及び作業場となっておりますので、雑種地として課税する旨を説明させていただいております。いま一度御理解をいただくためにも、改めて所有者の方にはこの土地の課税についての説明をさせていただきたいとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

3番、橋爪議員の再質問を許可します。

○3番（橋爪弘典）

町長と担当課長の御答弁をいただいたが、ちょっと内容が違うように思うんで。町長の方は諸事情を勘案して検討するということやけど、課長はもうそのまま課税するというふうなお話でございます。そこらあたりも、きちっとした御答弁をいただきたいということ。

それから、旧3町合併、清水・金屋・吉備町と3町は合併したわけでございますけれども、それぞれの町をそのままの姿として受け入れて合併をしたものであります。それで、金屋町も非課税というような金屋町の行政の姿でございまして、それを受け入れた形で合併しているんで、それを否定するということは、その整合性にちょっと欠けると思うんですよ。そこらあたりもきちっと一遍御説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（前勢利夫）

税務課長、星田君。

○税務課長（星田仁志）

金屋町時代は非課税になっているということでございましたが、平成5年に地籍調査が入って15年度まで、この10年間というのは課税されております。16年度から非課税になったいきさつというのは、ちょっと合併前のことなので今の税務課にはちょっとわかりかねるんですけども、15年度までは課税されております。それで、合併前には旧町ごとに固定資産の台帳というのがございまして、電算化もしております。それで合併後、一本化したわけでございます。

それで、私の考えですけれども、金屋町の分は非課税やのになぜだということだったんですけれども、それはやっぱり合併した後、旧清水町・吉備町との整合性というのとも考えなくてはならないのかとこのように思います。そういったことで、今回、税務課としては課税するのは当然であろうと考えておりますけれども、先ほど町長が検討すると申しましたので、それは長の言ったとおり、どのようにするかは今後検討していきたいとこのように思います。

○議長（前勢利夫）

町長。

町長に対する質問もありましたので、食い違う点を明確にさせていただきたいと思えます。

○町長（中山正隆）

税金というのは、もうすべて公平でなければいけないということ、これはもう原則であります。そういった意味で、この合併を機にいろんなところが、農地が雑種地になってあったり、また雑種地が宅地の一部になってあったりということで、多くの現場を見直しさせていただきました。ただ、この件については、15年に地籍調査で堤ということがはっきり出てます。それで平成5年から10年間、課税されてあったのが、16年度から堤として非課税となつてあるということは、何かそれなりの理由があつてのことだと思えます。

それで、今の担当課長もちょっと合併前のことは余り詳しくわからないということでもありますし、もう1回これを綿密に、何でこの土地が堤になつたのか、その28年ごろ水害で、何でこのところが堤が必要であつたのか等々、綿密に調べさせていただいて対処させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

3番、橋爪議員の再々質問を求めます。

○3番（橋爪弘典）

税務課長さん、今は私的な形で通っているという話であるけど、築堤のときは、とにかく低い越流であるので、地元は反対したわけですよ。ところが、用水を堰をしなければ吉備井堰の用水を確保できないということで、県と町は寄つてたかつて地元を説得して、無理に堤防をこしらえさせたわけよ。そういう過程も考えてもらわなければならぬ。ただ、いまの状況は全く変わつてしまつてるのよ、両側をすき上げたり。こしらえたときの状況と全く違つて、前のつくつたときは、もうその堤防だけ突出していた、高う。ところが今、両側が突き上げてきていてその堤防の存在というのは、ちょっと薄れちゃうけど。一遍地質的に調査してきちつとした回答を出してほしいと思う。よろしく願ひします。

○議長（前勢利夫）

中山町長、今の再々質問に対しての回答を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど答弁させてもらったとおり、地籍で堤防になったときのいきさつとか、昔の28年ごろの状況、大分古いんでありますけれども一遍調べさせていただきます。

○議長（前勢利夫）

以上で、橋爪弘典君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 12番（楠部重計）……………

○議長（前勢利夫）

続いて、12番、楠部重計君の一般質問を許可します。

12番、楠部重計君。

○12番（楠部重計）

ただいま御紹介いただきました、12番の楠部でございます。議長から許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。

私は今回、5項目にわたって質問事項を届けさせてもらっておりますけれども、午前中の同僚議員、また今後の同僚議員とも重複する点もありますけれども御勘弁願ひまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、1項目目の町内の高齢者所在不明者の確認についてですが、これは一番最初に同僚議員からも質問がございましたけれども。町内の高齢者の所在不明者の確認について、全国に広がっている高齢者の所在不明者問題。町内の80歳、90歳以上、100歳以上の確認がなされているのかどうかについてでございます。

けさほど役場に登庁した際、玄関に本日の住民基本台帳では、2万8,256人と登録されておりますけれども。えらいことが起こるというのか、7月28日に111歳の方が30年前に死亡かということで、自宅でミイラ化されて新聞に掲載されておりましたが、その親族が年金を詐取したのではないかと。東京都足立区で起こった事件。それから、すぐまた、この件では自宅に長女の80歳の方、あるいは孫の50歳の方も同居しておって、生存してるように偽ったと。遺族共済年金約915万円を不正に受給したのではないかと、警視庁が捜索して、この方が2名とも逮捕されましたが。それに端を発して、8月2日には、これもまた東京都の杉並区で113歳で、都内の最高齢者とされる古谷さんという方の行方が不明でございました。その3日後、8月5日には、紙面では不明高齢者が全国で56人。東大阪市には、うち18人。このうち県下の海南市で2名の方が所在が不明であると新聞に掲載されたような状況でもあり。また、その翌日の8月6日には、所在不明者が全国で71人、自治体で100歳以上の高齢者の確認をようやく急ぎ調べるようになったわけでございますけれども。

いち早く8月10日には、神戸市では105名の不明者が、100歳以上でござい

ますけれども、うち最高で125歳の女性のひとり暮らしされてきた方が、1981年から不明になってる。しかも住所地は公園になっていたとのことですから、市からの名簿では、民生委員さんでは該当する女性の確認ができてなかったというようなことが新聞に掲載されておりました。

けさほど同僚議員の質問にもございましたけれども。9月11日の法務省の発表では、戸籍上は生存していながら、現住所がわからない100歳以上の人が、法務局の調査で全国に23万4,354人、うち県内で6,330人が所在不明であると発表されました。けさほどの一般質問の答弁の中で言われましたように、戸籍が存続している中では、142歳を最高に92名の方が戸籍上、町長さんが答弁されておりました。その原因として、住民登録をされた住所地を過去に自治体職員が調べた際、居住を確認できず登録抹消した者の親族が死亡届けを出していないため、戸籍そのものが残されたケースであるというようなことでもございました。海外移住等も含めて残っているような状況でございます。

今回は、このように新聞報道で掲載されましたように、東京都内で最高齢の男性110歳の白骨遺体が発見されたために、100歳以上の高齢者が注目されましたけれども、その後も100歳以上の高齢者に限られている自治体も多いと言われております。私は、今回、90歳以上、あるいは80歳以上の高齢者に同じことが起きている可能性は十分にあると思われまますので、有田川町では調査、並びにその結果はどうであったのかお伺いをする次第でございます。高齢化が進み地域の交流も少なくなる中で、自治体での所在確認を改めて検討するべき時期に来ているのではないかと思うわけでございますけれども、町長の所見をお尋ねいたしたいと思っております。

それから、2項目目については、金屋第三保育所の雨水の排水対策についてでございます。

町当局の誠意ある御努力によりまして、本年3月31日に、第三保育所が新しく妙見池を埋め立てして、移転改築により竣工式がとり行われました。新しい園舎、またグラウンドと、新装になったばかりでございます。このことにつきましては、本当に短い期間でございましたけれども、妙見池の埋め立て等につきましては御当局に感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、その中で4月から開園されまして、特にグラウンドに、雨が降った場合雨水がところどころにたまりまして、何日間も排水できないような状態は御存じであろうかと思っておりますけれども。私も、ちょうど孫がお世話になっておる関係もありまして、送迎時、グラウンドの水たまりについて、他の保護者の方々からも、「なぜ水たまりができるのか」、また新設になって、年少、年中、あるいは年長の教室への送迎の通路にもグラウンドがなっているわけでございます。雨の日には、仕方なく沿道を通っているような状態でございます。

この件について、8月9日に住民福祉常任委員会でも現地調査をさせていただきま

した。そして9月9日には、保育所のグラウンドの雨水対策について、福祉課長から報告を受けました。課長の報告では、第三保育所のグラウンドの件については、雨が降るたびに福祉課長の方もグラウンドの水はけぐあいを確認に行き、鉄棒付近を中心に水たまりを確認していただいております。このことについて、当初の計画では、設計業者にお聞きしたところ、ため池に泥水が入らないように設計をしてほしいと町の方から言われ、当初、水はけがよかったので雨水が浸透すると考え、水路へ流す方法をしていないとお話でございました。

そこで現在の状況として、8月20日に町職員の5名で、10カ所に深さ30センチの穴を掘り、投水をするとすぐに水が浸透いたしました。そこに、4トンダンプに2車分の砂利を入れて上下を入れかえましたところ、数日後、雨が降り確認しました結果、ほかに水たまりがありましたけれども、鉄棒周辺には水たまりがほとんどないような状態であったと。また上土を持ち帰り、植木鉢に入れ、その上に水を入れて様子を見たところ、数時間たっても水が浸透しないことがわかった。その状況を設計業者に連絡して、9月4日に施工業者が来て、水たまりができそうな場所に1メートル四方の穴を6カ所掘り、定規を入れ、水のたまりぐあいを確認しているような現在の状況だそうでございます。

今後の対応として、業者と話し合いの中で、今の状態で様子を見て、水が浸透するのであれば水路側に5メートル間隔に水抜きを入れる方法でよいのではないかと。もし今の状況で水が浸透しなければ、園舎水路側に雨水のマンホールがあり、片勾配にするのが困難で、グラウンドの中心を盛り上げて、両側に水を流す方法をとる必要があると、こういうふうにご検討いただいておりますけれども。当初、この計画については、トンネル内の、いわゆる高速近畿自動車道の長峰トンネルの廃土から石を利用して関係上、十分に排水できるというふうにご検討いただいております。その上に整地、グラウンドとして整地土を入れましたが、この土は愛媛産だそうでございますけれども、予算をどうするのかは、新築してまだ半年もたっていないような状況でございますけれども、業者の責任か町の責任かどうかについて、ひとつ伺いをいたしたいと思っております。

それから、3点目でございますけれども、営農給水栓の継続についてでございます。

吉原地内の3カ所のうち1カ所が故障中のため、使用不可となっております。今後、プリペイドカード方式での給水営農栓の対応について伺いをする次第でございます。私はこの件につきまして、昨年の第3回、ちょうど1年前の第3回定例会におきまして、農業用の給水施設、営農栓について、昨年の第3回定例会で一般質問をさせていただきました。農業用給水施設営農栓を続けられるのかどうか。プリペイドカード方式による給水はかん水や薬剤散布にと、最近特に地球温暖化に伴い、営農栓利用者にとっては欠かせない施設であると。この営農栓の使用については、役場でカード、30立方メートルで3,450円で、1,000リットルタンクでくむとすれば

30回くめるわけでございます。ところが、メーカーが製造を現在やめているので、保守点検を委託契約で故障などについて修理をしてもらっているわけでございます。旧金屋地区で15カ所設置されております。一度に全部壊れることもないと思われるが、カード方式の営農栓、農家の皆さんはもっとふやしてほしいと要望があるので、ふやしてくれないかということで質問もさせてもらったわけでございます。

そのとき、町長は、現在吉備地内で2カ所、金屋15カ所の営農栓はたいへん農家の皆さんに喜んでもらっておると。しかし、メーカーの撤退によりまして点検業務を業者に委託しているところで、しかし、この期限も平成22年度で満期を迎えると。他社の同様のメーカーを探したが見つからなかったと。当面は在庫品の部品を購入するなどし、ストックし、対処することで対応したいと。今後も見守りながら続けていきたいと考えているという答弁でございました。順調よくそれ以来回っておったわけでございますけれども。私も故障がないようにと思っておったんですが、ところがことしの夏、吉原地区3カ所のうち、給食センター横の1台が故障をしてしまったわけでございます。それも壊れたのは、いわゆる簡単な故障であればいいんですけども、基盤自体でストックがないというような業者の報告でございまして。この件について町当局へ何とか再使用をして、陳情しているところでありますけれども、当局の積極的な対処をお願いしたいと思っております。

この件については、営農栓使用許可について、これは給食センターの横ですけれども、ここへその機械が故障中のためということで産業課の方で張り紙をしてくださっております。「基盤自体が壊れており、また在庫もなく生産もされていないため、今後も復旧は不可能との報告がございましたので、営農栓を御使用の方はたいへんお手数ですが、他の営農栓にお回りくださいますようお願いいたします」と。「なお、今後の対応については、現在協議中でございます」ということが張り出されております。私は、特にこの吉原地内の営農栓については、営農飲雑用水施設として、セットで行った補助事業で、吉原地内の3カ所に設置しているわけでございますので。当初はこの営農栓をつくるときには、セットでなくては国の補助事業がおりないということで、当初はただパイプを引っ張って、営農栓をセットですので、これをつけなければ補助はおりないということで使用してなかったんですけども設置したわけでございます。その後、使用して現在に至っているわけですけども、年々使用される方が多いので、セットで特に設置してるわけございまして、その点、特に当局の所見をお伺いしたいと思っております。

4項目目の鳥獣被害対策についてでございますけれども。同僚議員からも御質問がございましたので、簡単に質問いたしたいと思っております。

アライグマなどの野生鳥獣捕獲おり、現在、金屋庁舎に大小10基のおりを貸し出しておりますけれども、これをもっとふやしていただけないのかどうか。大きなおりが1万円弱でコメリとかそういったところに売っております。小さい方で7,000

円ぐらいであります。本当に実際、私もスイカやメロンなどをつくっていましたが、野菜がせっかくでき上がる収穫間近になって全部食われてしまうというような現在の状況でございます。お手上げでございますし、またお年寄りがせっかく大事に育てた苗なども、これでは意欲をなくしてしまうのではないかとというようなことでございます。もう少し個人的に買う場合、町単ぐらいで補助金を出したらどうかと思うんですけれども、町当局の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、この鳥獣被害について、このふえた原因の中に、私は農家の耕作放棄地がふえたので、最近特にタヌキ、アライグマやイノシシなどがふえた原因の一つではないかと思うわけでございます。農業生産の販売金額の不安定、また後継者不足、農業生産者の高齢化などが大きな原因でありますけれども、同時に、反対にその野生動物がふえる原因としては、この放棄地が最大の原因ではないかと思っております。その範囲の中で、いわゆる耕作放棄地の中で野生動物が子養いができて、生活ができて、アライグマやタヌキがどんどんふえている状況ではないかと私は思っております。

また、民家に近い放棄地では、セイタカアワダチソウが全面に繁殖して、子どものせきなどや、また花粉が洗濯物についたりして困っている民家の方もたいへん多いと思っております。そこで、まず放棄地などの実態調査を町でして下さったかどうか。そして、今言ったような被害の対策の計画など、この問題に真剣に早急に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、当局の見解をお伺いいたしたいと思っております。

それから最後に、第5項目についてでございますけれども、町職員の採用についてお伺いをいたしたいと思っております。

合併当時、特に委員会の中での協議の中で、合併後10年以内に82～83名職員を減らして、その3分の1、新しい採用もしていかななくてはいけないということで合併協議の中で協議されたことでございますけれども。来年度もまた2名ばかり採用されるというようなことで広報されておりましたが、何と100名近く応募されている状況かと聞きました。それだけ雇用状況が悪いわけでございますけれども。合併後の町職員の退職者及び採用人数はどれぐらいになっているのか、採用について。特に有田地区の3高校の卒業生の採用というのはなされてきたのかどうか。大学出でなくてはいけないとかいうことをよく聞きますけれども、高校卒、ことし、来年度からの採用については、念頭のこと大学卒とか明記されておられませんけれども、有田地区では3高校が、耐久・箕島・有田中央とございますけれども、こういった高校生の採用を、せめて隔年ぐらいに採用などをするのも考えてみてはどうかと思うわけでございます。一つには、地域の活性化にもつながるのではないかと、後継者不足の問題等、少しでも地域のためになるのではないかと、思うわけでございます。

県の人口が、かつては最高109万人あったわけでございますけれども、それがもう100万人を切ってしまうというような今の状況でございます。何とも残念なようなことでございますけれども、責任の一端は私たち議会にもあるような気もするわけ

でございます。反面、その大学進学率については、県外への進学率が全国でも一番高いんだとよく聞きます。こういう社会情勢の中で考えるとき、雇用問題、近くに会社がないなどの点もあるかと思えますけれども、ぜひともそういったことについて高校卒業生でも隔年ぐらいに採ったらどうかということをお伺いいたしまして、以上で第1回目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

楠部議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、1番目の問題であります町内の80歳以上、90歳以上、100歳以上の確認はできているのかという御質問でございます。

100歳以上、先ほども答弁させていただいたんですけれども、現在、有田川町に16名おります。最高齢者は104歳、元気にお暮らしになっております。この100歳以上については、すべて今のところ確認はとれております。ただ、80歳以上についても、要援護高齢者見守り事業とか敬老会の通知等でおおむね把握をしておりますけれども、すべて100%把握できているかといえば、できてないのが現状であります。なかなか、これには個人情報保護の条例等々もかかってきて、まちにいてる息子さんところにいるんだということになれば、これは「会わせてよ」とか、そこらあたりも非常に個人情報保護の条例のもとに難しい面があります。ただ、ほとんどの高齢者については、民生委員の方も常に地区を回ってくれて、おおむね80歳以上についても確認はとれております。

それから次に、第三保育所のグラウンドについてでありますけれども、ことしの4月にあそこを開園させていただきました。当初、現地での建てかえ、それから園児についても今までどおりの範囲内という計画であったんですけれども、非常に子どもが減る中で、やっぱりあそこの小学校、中学校、これからも存続させていくためには、ぜひ第三保育所の方にも園児をふやさなければいけないという計画の中で、もう少し広いところへ出て、町内の区切りを外すんで、あそこへ出てほしいということで水利の方々、あるいは御父兄の方々に御理解を得ていただいてあそこへつくらせていただきました。おかげさんで去年度、24名、保育園児があつたんですけれども、今回新しくできたところには倍の48名が今通所してくれております。恐らく奥徳田近辺の子どもさんたちも、あそこに来てくれているんだと思っております。

議員御指摘のとおり、あそこのグラウンドをつくる際には、池の水利との関係がありまして、池の中に排水を出さないという、泥水が入るんで排水を出さないというようないろんな御要望がありました。その中で、実は私が西日本道路公団の方に、ちょうどトンネルを抜いてたんで、その土をもらったただで入れられるということで、若干ダンプカーが頻繁に通るので、そこらもいろんな通学の関係もありますので、御



父兄の方ともいろんな協議をしながら御了解をいただいて、あそこへトンネルの廃土で突かせていただきました。突いた当時は、非常によく排水ができて、これやったらおおむねいけるん違うかなということで完成させていただいたんですけども、上に載ってた土が非常にかたくなるような土で、雨がしみ込まないという状況が起きました。

先日も設計業者、それから施工業者を呼んで、その状況を説明して、特に水たまりの多いところについては、先ほども御指摘がありましたとおり、1メートル四角に何か所か掘って、そこへ砂利を敷いて、碎石を敷いて、また今の土で埋め戻したところ、非常にそういうことの解消は今のところされてます。ただ、それ以後、まだ大雨が降ってないんで、様子を見ないとわからないけど、すべての降った雨水を全部処理しようと思ったら、側溝とか、グラウンドとか今は水平ですけども真ん中を高くするとか、抜本的な対策をやらないと解決にならないと思いますので、今後、水路等々を様子を見ながら建設をしていきたいと。特に小さい子どもさんの遊び場でありますので、今後検討していきたいと思います。

これは、業者の責任か、町の責任かと言われますけれども、設計どおりやっただと聞いておりますし、とにかくこの工事については非常に、皆さん方御承知のように、工期が少なかったということもあまして、それは理由にならないんですけども、とにかく設計どおりやって、これでしみ込むという想定の中でやったんですけども、そういう事態が起きたということで、今後もう少し様子を見てから排水問題に取り組んでいきたいなと思います。

それから、営農栓の問題でありますけれども。現在、吉原地区内の3カ所のうち1カ所、故障中のため使用不可能になっています。今後のプリペイドカード方式での給水営農栓の対応についてでありますけれども、現在使っている給水栓の開発販売業者、事業からもう撤退しました。カードの基盤が故障した場合、全部今据えてるやつについても、これはもう修繕はできないことになっております。それで、吉原地区の方には、ほかの2カ所にある給水栓を今のところ御利用いただいております。全部で給水栓については、金屋地区に15カ所、それから吉備地区には、藤並地区1カ所、御霊地区に1カ所、合計17カ所に設置されています。すべての基盤が故障になれば対応できない状況であります。

こうした事態の中、以前から新たな業者を探してまいりました。最近、担当課の方から対応できそうな業者が見つかったという報告を受けています。報告を受けてるけど、もともと営農栓として開発したものではないということで、まず一度、その精度なりを検証して、できる限り早急かつ計画的に更新をしていきたいと思っております。しかし、費用も相当かかりそうなので、設置場所についても、現在設置されてない地区も含めて一定の受益者の範囲を決めて検討をしていきたいと思っております。

それから、鳥獣害対策について、アライグマなど野生鳥獣捕獲おりをもっと多く町

で確保できないか。耕作放棄地が原因でタヌキ、イノシシなどがふえていると思われる。放棄地調査が早急に必要と思われるが町の姿勢はどうかという質問でありますけれども。町で保有するアライグマの捕獲オリは、現在16基です。16基ですけれども、7月から8月にかけては4～5日待ってもらわなくてはならないというような状況が続いています。貸し出し期間については、2週間ぐらいで順次貸し出していくわけなんですけれども、やっぱり4～5日待ってもらわなくてはならない状況が、7月、8月で今起こっております。こういったことを踏まえながら、今後もニーズを見ながら適当に補充をしていきたいと考えてます。

また、耕作放棄地の問題ですけれども、放棄地が野生動物の生息地になっていると言われております。町としても、農地を守るという観点で貸し借りなどの事業を推進していますが、農地を取り巻く現状の中で、耕作放棄に歯どめがかからないのが実情であります。放棄地の調査については、今議会に補正予算を計上させていただいております。緊急雇用事業を財源に調査員2名を雇い入れて、町内の放棄地を、どの程度の期間放置されているかといういろんな過程を分ける作業を実施していきたいと考えます。その結果を踏まえて、農業委員会等の協力を得ながら、貸し借りなどの推進もさらに進めたいと思います。

それから、合併後の退職者及び採用人数につきましての御質問でございますけれども。合併時のとき、10年間に約80名余り減らすという計画であります。それには、3割補充でやればいけるということで、今までも50何人減らしてきました、これは3割補充より前倒しの人数になってます。ただ、有田川町3地区に庁舎がある関係で、余り減らして住民サービスの低下を招くようなことがあってはならないということで、今後その辺を十二分に検証しながら、削減目標に向かって努力をしていきたい。そのため、やっぱり役場の機構改革とか、いろんな方法を取り入れていかなければならないと思っております。

それから、現在までに合併から50何名減らしてましますけれども、年度末で申しますと、平成17年度の退職者は2人でありました。その補充として、平成18年度の採用は2人であります。採用のうち、有田郡市内3高校の卒業生は1人です。平成18年度の退職者は4人です。その補充として、平成19年度の採用者は3人です。採用者のうち、有田郡市内の3高校の卒業生は2人であります。平成19年度末の退職者は9人であります。その補充として、平成20年度の採用者は3人です。この採用者は、3人全員が有田郡市内の3高校の卒業生であります。平成20年度末の退職者は8人です。その補充として、平成21年度の採用者は7人です。採用者のうち、有田郡市内3高校の卒業生は6名です。平成21年度末の退職者は15人です。その補充として、平成22年度の採用者は7人です。採用者のうち、有田郡市内の3高校の卒業生は4人となっております。

それで、楠部議員さんおっしゃるのは、高校卒も採用せよということであろうかと

思いますけれども、実はおとしも1人、この町の高校を卒業した子を採用しております。ここへ来て、近年、ちょっとこれやったら3割補充違うやないかという御意見もあるかと思っておりますけれども、これは保母さんの職員と臨時の割合が非常に振りかわってきたということで議会の御指摘を受けて、保母さんも入れたし、消防本部が三交代をする中でどうしても人数を確保してほしいということで、このような人数になっております。というのは、先ほど申し上げたとおり、やっぱり役場というのは数少ない地域の雇用の中にもあります。現在のところ、目標に向かって年度別に押し並べていけば、かなり52人というような前倒しの数字になってますけれども。今後、計画に沿っていけるように、しかも今のところ、非常に若い住民が少なくなってきたので、できたら前倒しでこれからも新規採用を行っていきたいと考えております。

○議長（前勢利夫）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

まず、町長の答弁で、産業課の方で3番目と4番目の質問についての補足をさせていただきます。

プリペイドカード式の営農栓につきましては、たいへん御迷惑をおかけしております。どうしてもその後撤退業者、私も4月に産業課へかわりまして、一度呼んだわけですが、もう難しいということで。その基盤の設計書については、公開していいかということで、それはもうじゃあ何とか対応しましょうと。企業秘密の部分もあるんでしょうけども、基盤の設計書については公開をしてくれるという話までこぎつけたわけです。

それとは別に、別途そういう業者を我々もずっと探し続けてきたわけですが、今、さしあたり何とか対応できそうな業者が2社ほど見つかりました。特に1社につきましては、たまたま灯台もと暗しといいますか、こちらの有田川の土地改良区の方で、ことしの春、試作品をとということで1基つけたということを知りまして、それも和歌山の業者さんでございます。それで、早速業者さんに何度か来ていただいて、現場も見ていただいて、今後対応できるかどうかということ。ただ業者さんいわく、これは試作品でやったものなので、まだ改良区が据えて5月から稼働してるんで、今のところ改良区に聞きましても順調よく動いてるということでありますので、その結果、故障がないようであれば、そういうような形で会社としても取り組んでいくことについては問題はないというふう聞いております。費用的な問題もあるわけですが、その中で和歌山の業者さんが一番適当ではないかなと。他の業者はかなり見積もりが高いので、今言った改良区のとつが身近にもありますので、その結果を見ながら早急に故障した箇所から、今の改良区が採用している、これもプリペイド式でございます。今の方式とは若干違うわけですが、同じようにカードで対応できるということで

ありますので、来年度になるかどうか、ちょっとそこら辺、業者との詰めはできてないんですけども、早急にそれに対応していきたいと。もしそれを採用しますと、ずっとこのカードが共通でないとか悪いので、その業者さんにずっとなってしまうので、まず最初、入り口のところできちっとした精査をしていきたいというように考えております。

それからもう1点、アライグマのおりにつきまして、今、町長16基と申し上げました。今現在16基ございますが、楠部議員さんの言った10基、これは今、清水地域にもございます。金屋にもあるわけですけども、故障してるのもございます。今、さしあたって貸し出せるのが10基です。どうしても、戻ってくるときにはかなり故障して戻ってきます。壊れて戻ってきますので、それを修繕しながらまた貸し出しをしております。追加の購入につきましても、昨年度2基、本年度5基、購入をいたしました。ごくごくもうピーク時が限られてます。今はもうほとんど全部戻ってきております。そんな状況ですので、ピーク時のニーズというのを見ながら、順次また故障、できるだけ修繕をしているわけですけども、それも見ながら、今後も購入していきたいというように思います。

それから、農家で直接買えないかということですが、今まで町が買う場合、県から2分の1の補助がありました。これが今年度で終わります。そのかわりということではないんでしょうが、地元で協議会というのをつくっていただいて、地元で、区なりで購入する場合、これは個人持ちじゃないですけども、地元が貸し出しする場合には、県の方で2分の1助成をしてくれるという制度もございますので。もちろん、町の方でも補充はしますが、地元の方でそういうお話があれば、またこちらの方へ御連絡をいただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（前勢利夫）

12番、楠部重計君の再質問を許可します。

○12番（楠部重計）

再質問を行いたいと思います。

まず1点目の、80歳以上は基本台帳から調べておおむね確認できているということでございますので。戸籍上は、戦争なり、あるいは海外移住、これは当然、消すことについてはなかなか厳しいのではないかと思いますけれども。私が質問させてもらったように、住民登録をされた住所地等、過去に自治体の職員が調べた際、居住が確認できなかったという点もございますけれども、もう今の自治体で当然所在確認についてはするべき時期に来てるということでございますので、今後そういった点、この対応をしていくべきではないかと思います。

ただ、有田川町では、地域包括支援センターで65歳以上の独居老人の高齢者の心身の状況や家族の状況等についての旧金屋・吉備、それから抱括支援で緊急雇用対策

事業で職員を雇って、実態調査もやってくださっております。これは65歳以上の実態調査等々でございますので、80歳以上の実態調査の独居じゃない方にも、そういった支援も当然自治体としてやっているようなことが大切ではないかと思っておりますので、その点、再質問とさせていただきます。

それから、第三保育所の雨水の排水対策でありますけれども、予算の件、たいへんお金もいるんじゃないかなということで質問させてもらったわけですが、全然雨水の対策を、1本、その池の堤の下へ排水管のパイプを入れてるようでございますけれども、当初、私は竣工式のととき業者と出会う、「雨水の排水対策できてるでしょう」と業者の方に聞いたら、「何もしてない」と。「それ、なぜよ」と言うて、最近になってわかったんですけれども、トンネルの土で十分な排水が可能やと。だから、その土を入れたら、絶対にその気遣いはないと。だから、そのグラウンド内の排水対策はすること要らんと、こういうことでございますけれども、それで愛媛産の土を現在入れているというような状態やと。そしたら、それは町の職員がそういうことで指導があったから、設計業者はそういう排水対策を設計の中へ入れてないということになるんですけれども、その土は、上土の整土のための土を入れたのが、先ほども言ったように、排水もたいへん悪いあれでたまってしまうと。そういうことで、業者には、そういう設計どおりやってるんやから、責任ないと思っておりますけれども、それは町から土が結局排水できるんで、してないということになったんです。

実際に入れて、現状では、もうきょうは自分ところからの通り道でございますので、通ってきたけど、もう夕べの10ミリか15ミリぐらいの雨水でも、ところどころにたまっていたと。実際に、先ほど言ったように5メートル間隔で入れたところについては、もうたまらない。ところどころに、今では雨水が残ってるような状態でございます

そういうことでお聞かせをしていただいたわけなんですけれども、今後、それは十分対策を、住民福祉の方で報告もいただいておりますけれども、対応を十分考えていただきたいと。そうでないと先ほど言ったように、送り迎えの際、グラウンドから階段をつけておりますけれども、グラウンドに水たまりができて、そこから教室の中へ入っていけないようなことでございますので、そういった対応をよろしく願い申し上げておきたいと思っております。

それから、3番目の営農栓につきましては、担当課長が言いましたように、新たに2社ほどできたということでたいへん結構なことかと思っておりますけれども、ぜひともプリペイドカードの方でできればお願いしたいと。コイン方式等々もあると思っておりますし、またガソリンスタンドや温泉なんかに、ストップウォッチみたいに切るやつもありますけれども、やっぱり農家にとって、リッター刻みの給水をできるというところに、プリペイドカード方式の方法が一番ベターでございますので、先ほども言いましたように、当初、営農飲雑用水としてほかの事業とセットして、これを町からつくって

ただいと。これがなかったらほかの事業もできんようになるということで、補助事業でやってきたわけでございますけども。そういうことで、ぜひともこれを対応できるようにしていただきたいと。旧吉備町に2カ所と旧金屋で15カ所ありますけれども、それぞれがもうそういった簡単な故障ではなしに、基盤が悪くなったらもう全部やりかえないかんということで何百万も要るようなことになるかもわかりません。早急にそういったことも調査していただいて、吉原の3カ所もぜひとも継続していただき、町内が継続できるようにお願いを申し上げる次第でございます。

それから、4点目の鳥獣害対策については、特に耕作放棄地を調査して、野生鳥獣の生活圏をなくなるようにしてほしい。そうすると多少、今みたいなふえかたを制止できるのではないかとということで、早急に調査してほしいということでございますけれども、緊急雇用対策で2名入れて調査していただけるということでございますので、早急に調査してやっていただきたいと思えます。

それから、町職員の採用につきましては、ただいま町長から答弁がございましたように、18年から5年間で退職者が43名、採用者が22名、退職に対する採用は約半分。高卒については17年から詳しく、合併時34名あって、18年度翌年に2名の採用をしたと。その中では高卒も1名。それぞれ毎年、高卒を採用しているということでございますので、当初合併当時にされました82名ぐらいの定数を減らしていくと。現在18年度では409名だったのが、現在393名ですか。18年から4年間たっておりますけれども、合併後32名の退職で、16人減ということでございます。合併時の構想に沿って、今後とも取り組んでいただきたいと思えます。

以上で再質問とさせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず第1点目、80歳以上の高齢者の確認についてでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、いろんな事業の中で、また民生委員さんの御努力でおおむね確認しております。若干確認のとれないというか、本人とは会えない事例も何件かありますけれども、東京都で起こったような自分の親の骨を持ち歩いて、年金を不正受給したというようなことについては、少なくとも有田川町では一切ないと信じております。今後、残った方の確認にもいろんな方法を通じて全力で取り組んでいきたいと思えます。

それから、第三保育所の運動場の対策でありますけれども、やってみて非常に不備があったということでありますし、子どもたちの遊ぶ大事な場所でありますので、早急にその水が抜けるように、いろんな方法を考えて対処していきたいと思っております。

それから、プリペイド方式、これもう1台もじけたら、同じ年ぐらいにやったやつ

で随時もじける可能性がありますので、産業課長が答弁したとおり、今新たな業者が見つかったということでありまして、それをしっかりと検証しながら、もじけたやつは当然なんですけれども、今使ってるやつも随時新しいものに取りかえていけたらという思いであります。

それから、耕作放棄地については、今度2名、専門的な人を雇ってますので、その人に現在の放棄状況というのを調べさせていただいて、また農業委員会の皆さん方とともに、この耕作放棄地の解消に向けて努力をしていきたいと思っております。

それから、職員の採用でありますけれども、合併当初の計画に沿えるように、いろんな努力をしながら目的達成のために頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

12番議員、よろしいですか。

12番、楠部重計君。

○12番（楠部重計）

私も、おおむね5項目については御理解させていただきました。どうか今後とも誠意を持って取り組んでいただきたいと思います。

ただ、産業課長さんをお願いしたいんですけれども、せっかくプリペイドカード方式で営農栓ができております。ことしもうたいへんな干ばつでございました。特に今までそのタンクを使っておって、昔の旧のコンクリの貯水槽を使ってない方が、それができたばかりにたくさん人が利用させてもらっております。また、ため池から来るんで、消毒をするのもやっておりますけれども、最近のため池はもう濁ってしまって、そこからでのかん水とか薬散については、なかなか。かん水の場合はできても、薬散についてはもう池が濁り切ってるような状態でございます。特に営農栓については、有田川町では15カ所ありますけれども、この15カ所につきましては、それぞれの農家の利便性のあるところに設置されておりますけれども、吉原に3カ所、あれは金屋にもないんですね。ちょうど吉原の3カ所というのは、給食センターの横と若者広場の横と、そして第三旧保育所の隣、私のほん隣ですけどもそこにあるんです。ちょうど僕ところの隣の営農栓が、お宮の一番高いところから一番低いようなところへ、引き落としでたいへんよく出るんですよ。現在そういったことで町内に15カ所ありますけれども、金屋にはないとか、松原、修理川、糸川とかそういったところがないので、集中して私のところの近くへ来るのかな。ところが、国道424へ隣接しておるので、何台も待機すると危険なところもございまして。保育所が今度は移転されて、そういう点は多少解消はできましたけれども、2～3台、軽自動車でも待機できるような場所でございます。そういった意味で、金屋とか、あるいはほかのところからもどんどんと、ことしは特にそういう干ばつの状態やから、くみにくるわけなんですよ。給食センターの横は町有地もございまして、十分広いところもございまして

で、ぜひとも再開使用できますように取り組んでいただきたいと。協議中と書いておりますので、やっぱり区長さんに報告していただくなりして。それぞれ一般の方というのは、あれぐらいの機械やったらほんまに100万円以内でできるんやないかというふうに思ってるかもわかりませんので、十分に区長さんを通じるなり。先ほども申し上げましたように、使用不可で現在協議中やということで張り紙が張られておりますけれども、ほかのところを皆が利用できればいいのですけれども、一応区長さんに状況なりも説明していただけるようにして、お取り組みを御説明していただけたらと思いますので。そうしないと、「なぜよ、なぜよ」という方が。我々はよく聞かされるわけなんです。聞かれた方には、こういう状態で、今、そういったカード会社が業務委託をして、点検業務だけをしているので、現在協議中やと。これがどうなるか、町の方へお願いしているところなんですということですから、そういう状態も十分区長さん方から住民に説明できるようにした方が。やっぱりもっと説明を十分にというようなことになってくるのではないかなと思います。その点もひとつお願いを申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（前勢利夫）

以上で、楠部重計君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 16番（竹本和泰）……………

○議長（前勢利夫）

続いて、16番、竹本和泰君の一般質問を許可します。

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、観光振興策で活力を、について町長の所見をお伺いするものであります。

我が有田川町に、豊かな自然と四季折々の味覚や香りがあり、また長い歴史の中で培われてきた文化遺産があります。高速道路も4車線化され、そして藤並駅に特急もとまることとなっている現在、町外、県外からも多くの人を呼び込める絶好の地であると思います。そこで、次の4点について当局の見解をお伺いいたします。

まず、観光施設巡回バスについてお伺いいたします。

現在、2台のバスで藤並駅から明恵峡温泉行き5便としみず温泉行き3便の2路線が運行されております。3年に限って臨時雇用の費用で国がすべて運行経費を負担してくれるとのことであります。しかし、3年後の運行について、町長は昨年、同僚議員の質問への答弁の中で、続けていくかどうか検討していくと答弁されています。観光施設巡回バス運行後の乗車人数の提示をお願いしておりましたけれども、提示をされていません。その理由は何であるのか、どういう形で提示できなかったのかお伺いをまずいたします。

その巡回バスについて、非常に夏休み中はテレビでも放映されたように、たいへん



多くの利用者があったということではありますが、そのほかは非常に少ない利用状況でもあります。また、昨年の9月から運行されているわけですが、約1年、運行経費については年間どのくらいであるのかお伺いたします。

また、このような運行状況であれば、3年後の運行を危惧するところでもあります。町長はこれまでの利用状況から、3年後の運行についてどのように考えているのかお伺いするものであります。

次に、当該バスの運行により、町内のバス、タクシー会社の影響についてお伺いたします。

町民等の貴重な交通手段として、重要な役割を果たされている町内の交通会社も経営が厳しい状況と聞いておりますが、なお、町の観光施設巡回の無料バス運行で経営への支障があるのではと思いますが、このことについても町長がどのように認識されているのかお伺いたします。

町長は、昨年の第2回定例会で、路線バス業者に対して観光振興を通じた過疎対策まちづくりという大義目的の理解を得る努力をしていきたいと、同僚議員の質問にも答えております。そこで提案ですが、町内の交通機関を利用して明恵峡温泉や二川温泉、しみず温泉の利用者に入浴無料券を発行してはどうでしょうか。交通会社の育成及び温泉施設利用者の促進、アピールにもつながってくると思います。町長の所見をお伺いたします。

3点目に、現在の観光施設巡回バスを町内観光名所めぐりに活用してはどうでしょうか。

町内には四季を通してコスモスパーク、生石高原、有田川、あらぎ島など、自然豊かな景勝地や、また文化財を初めすばらしい文化的行事も数多くあります。このような豊富な観光資源を外、県外の人に積極的に情報を発信し、分野ごとか、また地域ごとなど、こうした組み合わせによる年間を通した観光ルートを設定し、その観光客の運行に観光施設巡回バスを有効に活用してはどうでしょうか。有田川町のイメージアップと地域の活力にもつながっていくと思います。もちろん、これには無料ではなく、運行距離に応じた適当な利用料を設定することが必要であると考えます。町長の所見をお伺いたします。

最後に、農林業の収穫体験、また作業等自然体験のできる場所の設定についてお伺いをいたします。

町内には、豊かな農産物があり、既にブドウ狩りなど観光農園でにぎわっているところもあります。しかし、まだまだトマト狩りやミカン狩り、クリ狩り、シイタケ狩りやタケノコ掘り等、農産物の収穫体験、そして田植えや稲刈り、山菜採りなど自然体験のできる箇所も多く、それを広くPRすることにより町内への入り込み客の増加、都市・住民との交流を推進することなどから、地域の活性化が期待できると思いますが、町長の所見をお伺いするところでございます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

竹本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

観光巡回バスの現状、3年後の町としての方策はというまずお尋ねであります。利用状況をこれから見る中で、当初の目的である地域観光振興に効果があると判断できれば、この事業の終わり次第、雇用創出基金等を活用して継続していきたいと思えます。ただ、先ほども増谷議員さんの御質問にもありましたけれども、来年の12月をめどに有田川町の公共交通のあり方というのを今模索中でありまして。この中にコミュニティバス、あるいはスクールバス、路線バス、巡回バス等々を含めて何かうまく活用できないか、その方向でも検討していきたいと思っております。

それから、乗車実績、運行経費についてであります。いっつも発表してくれなんだということでもありますけれども、何も隠していたわけではございません。昨年11月以降でありますけれども、これを走らせて以降、徐々にではありますけれども、乗ってくれる方、増加をしております。4月には894人、それから5月は1,040人でした。6月、7月については、ちょっと雨続きであったので伸び悩んでおりましたけれども、8月には1,192人、またこの一覧表については後ほどお渡しをしたいと思います。巡回バスについては、今後も周知に努めるとともに、利用者のアンケート調査、利用動態調査等の結果を踏まえ、利用しやすいよう関係者と協議をしていきたいと考えてます。運行経費につきましては、平成21年9月17日から走らせてますけれども、平成24年3月31日までの期間、4,499万890円で有田鉄道さんと一括契約をいたしております。

それから、無料巡回バス運行による町内交通会社の影響、認識はということでもありますけれども。全くこれはないとは言いがたいですけれども、目的は観光施設をめぐる無料の巡回バスでありますので、より多くの方々の利用がなされれば、人の動きというのも活発になり、3次交通としての他の交通機関の利用もふえることも予想されております。委託先の有田鉄道さんとも常に協議を重ねながら、双方のメリットを追求していきたいと思っております。実際、先ほど申し上げたとおり、このバスを利用して、それぞれの温泉、あるいは地域へ来てくれますので、ある程度のメリットがあるものと考えております。これからも観光客が来てくれることによって、3次交通との相互にお客さんがふえるようにメリットを追求していきたいと考えております。

それから、町内の交通機関利用者に温泉無料券を発行してはどうかということでもあります。現在、町内3温泉施設については、町内在住の65歳以上の方は福祉面を考慮して半額料金となっております。議員御提案の件でありますけれども、3施設の営業形態も違う中で、また町内交通機関の位置づけ、それから無料交付の方法等、協議

が必要とされますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。各施設の関係者には、地域観光振興のあり方、それぞれの役割を認識していただき、連携して利用客の増加につながる取り組みをお願いしたく働きかけているところでございます。

それから、観光巡回バスの幅広い活用についてという御質問でありますけれども。町内の観光施設を訪れる人は、ほとんど自家用車を利用しており、新たな観光客を誘致する上で特急が停車するJR利用客は、観光客として大きな可能性を秘めています。駅から観光施設に至る2次アクセスとしては、日に数本ある路線バスが主たる交通手段であり、誘致を推進する上で大きな課題であったため、観光客の利便性を向上させる新たなツールとして巡回バスを運行することとしました。議員御提案の名所コースの設定、有料での巡回バス活用については、先に申しあげましたように、2次アクセスとしての交通手段の充実を図ることが運行目的であることを御理解いただきたいと思います。地域の観光資源をうまく取り入れて、観光客に御利用いただく仕組みにつきましましては、各施設観光関係者等で検討していただきたいと思います。有田川町ふるさと開発公社では、独自のコース設定を取り入れ、サービスを提供し、お客様にも好評とのこととあります。また、有料での期間運行については、「無償である」、「駅から観光施設等への利用客送迎」という理由で営業許可はとっておりませんので、現時点では不可能であります。将来的な営業運転については、他の交通機関との兼ね合いもあり、慎重に対処していきたいと思っております。

農林産物の収穫、自然体験の場所の推進という御質問でありますけれども、観光園としては、まずは巨峰村が挙げられますけれども、一時に比べると来客が減っており、御承知のとおり各所での直売を行う中で経営努力をされていると聞いています。千葉フルーツパークも同様であります。町としても機会あるごとにPRに努め、ことしの巨峰村オープニングイベントにも5名の職員に手伝いをさせました。また、あらぎ島における田植え、稲刈り体験も好評で、ふるさと開発公社が県農などの協力も得て実施しております。先日、私も稲刈り体験へ出かけたんですけれども、約150名の方が町外からお越しいただいて、非常に暑い日であったんですが稲刈り体験をしていただきました。本町の特産品であるミカンでの収穫体験は、取り組みがほとんどないのが実情であります。共同選果場への出荷農家は無理としても、個人出荷の方がある程度のグループを組んで観光農園などに取り組む場合、これを支援することはできると思います。地域での自然体験も含め、自分たちの力でやろうというのであれば、町としても可能な限り御支援を申し上げたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（前勢利夫）

竹本和泰君の再質問を許可します。

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

再質問をさせていただきます。

月ごとの乗車実績、一覧表の提示をお願いしていたわけですが、その月ごとの、一便ごとのですね、平均何人ぐらい乗車されているのか。1年といっても往復になるわけですから、1車当たりどのくらい的人数が利用されているのかお聞きしたいと思います。

それから、3年後については、その状況を見て検討していきたいということであり、1年で判断するのは非常に難しいと思うんですけども、3年後はほとんど町負担になるわけですから、4,500万円経費がかかるということでもありますし、十分慎重に対応をしていっていただきたいというふうに思います。

それから次に、当該バス、町内バス・タクシー会社への影響ですけども、非常に無料バス運行ということで影響がないということはありません。有鉄さん、あるいはタクシー会社等においても非常に厳しい状況にあると思うわけですが、そこで、その交通会社は、町内においては貴重な交通の機関でありますから、非常に育成ということも大事になってこようと思います。町内のバス・タクシー会社を利用して、温泉を利用した人の入浴無料券の発行については、ただ温泉施設を利用すれば、入浴や、そのほかに食事や土産物を買ったりという形で非常に利用もできるし、お年寄りの方々も町内のタクシーを利用できるということにもなって、非常に交通会社等、町民、乗務員、そういった相乗効果にもつながってくるのではなかろうかというふうに思うわけです。ちょっと自治体の名前はわからんですけども、先般も町内の交通機関を利用した人については、入浴無料券を発行しているということもありまして、入浴者が10人もふえたから、どれだけ経費がかかるということでもなかろうと思いますので、そこら辺も十分御検討をお願いしたいというふうに思います。

それから3点目に、現在、町内には非常に景勝地や文化遺産、また文化的行事、いろいろあると思うわけですが、その辺幅広く掘り起こして行って、そこら辺のコースの設定ということも非常に大事かなというふうに思うわけです。それぞれ四季を通じて折々に非常に特別な景勝、生石山のススキ原であったら、秋には運行するとか、あるいはその周辺の次の滝とかいろいろなところを組み合わせながら、そういったコースを設定していく。それが、すばらしい景勝地なり、文化的行事もあるわけですから、そこら辺を十分組み合わせるって、そういった観光産業に発展させていくというか、そういうことも非常に大事かなと。というのは、やっぱり有田川町で第1次産業である農林業も非常に低迷し、過疎化も進んでいるわけです。そこで、こういった豊富な観光資源を生かして、観光産業として町の活性化を図っていけないかというあたり、真剣に考えていくべきではなかろうかというふうに思うわけです。

それから、最後の質問になったわけですが、農林業の作業とか自然体験のできる場所、もちろんあらぎ島とか、あるいは観光ブドウ園も町内にあり、非常ににぎわ

っております。こういった体験できる地域、グリーンツーリズムを含めて設定をして  
いて、地域と結びついた都市との交流もできるような形で進めていけば、地域の活  
力も呼び出していけるのではなかろうかというふうに考えます。そこら辺の取り組み  
についてもう一度御答弁をお願いいたします。

そして、今議会でも有田川の過疎地域自立促進計画も提案されております。その中  
にも非常に観光産業としての位置づけも重要視しているように思います。そこら辺も  
あわせて、特に有田川町においては第1次産業が非常に衰退していく状況にあるわけ  
ですから、なかなか雇用創出どころかと言っても、非常に難しい面もあろうと思いま  
すけれども、有田川町を生かしていくため情報発信しながら観光を産業として位置づ  
けられないかということ町当局に申し入れまして、私の再質問といたしたいと思いま  
す。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

利用者の月別の状況の詳しい分につきましては、後ほど提示をさせていただきたい  
と思います。

それから、3年後の対応でありますけれども。議員がおっしゃるとおり、この特例  
措置が切れれば、全部町の費用でやっていかなければ、今のところそういう状況であ  
りますし、3年後についてはしっかりと今後の利用客、あるいは費用対効果を検証し  
ながら慎重に進めていきたいなと思います。

それから、町内業者への影響、全くないとは言えませんが、何千人か来てく  
れる。果たしてこれがなかったら、皆有鉄で行ったかといえば、そのあたりも疑問に  
思うところもありますし、幾らか観光面でメリットがあると考えてます。それで、こ  
の運行をするときの計画、これ交通会議も開いて了解いただいたんですけれども、そ  
の後有鉄さん、末広さん、野崎さん、この3業者とも十二分に話を詰めさせていた  
だきました。また、今後ともお互いに相乗効果、お互いにメリットが生まれるような  
協議を重ねていきたいと思ってます。無料券につきましては、御提案であると思いま  
すけれども、非常にいろんな条件をクリアしていかなければならないということで、  
今後検討課題とさせていただきたいと思います。

それから、議員御指摘のとおり、有田川町にはいろんな文化財、それから文化、も  
ちろんすばらしい自然等々がたくさんあります。これを組み合わせてという話でござ  
いますけれども、もちろん今の観光巡回バスを使ってすぐにコース変更ということは  
なかなか交通会議等々も開かなくてはならないし、非常に難しい問題があります。こ  
れも次回の3年後の対応として、今からこういうものを組み合わせて、1年間の利用  
状況を見ながら、特に少ない日については、またほかのところへ走らすとか、そうい  
うことも全く不可能ではありませんので、これからもそのような方向で検討を重ねて

まいりたいと思います。

それから、体験場所のことについてでありますけれども、それぞれの地域にはいろんな、先ほどもちょっと提案をいただきましたタケノコのたくさん出るところ、あるいはすばらしい山菜が豊富に採れるところ等々、たくさんあると思います。できるだけ地域の方々、そういうのを御提案いただいて、我々もその方向でできるだけの御支援を町としてもさせていただきたいと思いますので、いろんな提案をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前勢利夫）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

ちょっと補足で、巡回バスの途中での柔軟な対応ということではありますが、今現在、このブドウの時期に、巨峰村の方へ臨時的に停車をしております。これは、巨峰村の上までは上がりませんので、巨峰村でおられる方がいましたら、その車内でお聞きして、向こうの事務所の方へ連絡するというような形で対応しております。今、清水まで1時間20分ほどの時間を要しております。途中でとまりながらでありますので、逆に目的を清水の温泉ということであれば、非常に時間がかかるというような声もございますので、そういった面も含めながら考えたいというふうに思います。

（「利用者数も……」と呼ぶ者あり）

○産業課長（福原茂記）

失礼しました。利用者数一覧表を用意しておりますので、後ほど配らせていただきます。

○議長（前勢利夫）

16番議員、再々質問ございませんか。

16番議員、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

利用者数によって質問の内容も変わってくるなと思ったんですけども、利用者数はもういいよ。後で、それはまた伝えてください。

やっぱり有田川町は、先ほどからくどいようやけれども、第1次産業はやっぱり衰退してきている。あと何なって言うたら、やっぱりこれだけ豊富な資源があるわけですから、観光産業は、別に巡回バスを何でも利用せえと言うんではないんですができたら効果的に活用できたらと。そういう形の中でコース設定をして、吉備なり金屋、清水、それぞれ本当にすばらしい景勝地、あるいは文化遺産があると思うんです。そういった中で、過疎地域自立促進計画の中でも、「観光という面で豊かな自然、史跡、文化財、名勝地等の多様な観光資源を生かした観光振興のため、道路や観光支援と観光客が訪れやすい環境の維持整備を推進する。有田川町の四季折々の観光資源として魅力の向上に努め、通年型の観光地づくりを推進する。そしてまた、本町の基幹産業

である農林業の低迷の中で、都市交流事業を推進し、温泉施設、宿泊施設、体験農園、農林産物展示販売所、総合運動公園の施設整備が進み、農林業と観光業との連携による若者定住促進と地域活性化を図っていく」という条項もありますし、やっぱりそのとおりだと思うんです。積極的に本腰を入れて取り組んでほしいなというように思います。答弁ありません。質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

資料については、後で全員に担当課の方からお配りいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時5分からといたします。

~~~~~

休憩 14時50分

再開 15時05分

~~~~~

……………通告順6番 2番（堀江眞智子）……………

○議長（前勢利夫）

それでは再開いたします。

先ほどに続いて、2番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、2番堀江、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は4項目。国民健康保険について、そして子宮頸がんの予防について、またヒブ・肺炎球菌ワクチンについて、そして観光施設巡回バスについてを質問させていただきます。

国民健康保険について、まず質問をさせていただきます。

平成22年5月末の国保加入世帯は4,825世帯となっています。県全体では、60歳以上の加入率が高く、特に65歳以上では80%を超えており、10人に8人は国保に加入をしていることになっています。多くの町民が国保を利用しており、国保税を引き下げることが町民的な課題となっています。退職者、年金生活者、無職の方の受け皿となっており、ほとんどの町民が何らかの形で国保制度を利用することになります。ほかの保険制度は、事業所が保険料の半額を負担しておりますが、国保は負担率が非常に高いものになっています。また、国保制度を利用している方の平均年収は、平成21年度で168万円。負担は異常に大きいと言わざるを得ません。全県的に見て、国保税の高さは、2008年度、この有田川町は5位となっています。有田川町の国保税は、県平均と比べても、1人当たり1万円前後高くなっています。1世帯1万円引き下げの要求は妥当なものであると考えていますがいかがですか。

町長は、国保基金を取り崩すことについて、見通しがつけば検討するというような答弁をされました。基金ゼロの自治体でも国保制度を維持しており、基金の取り崩し

は問題ないのではないのでしょうか。多くの町民の方から、「国保高過ぎる、何とかしてほしい」、「払いたいんやけど払えない」、こういう声が寄せられています。現に国保税滞納者が徐々にふえていく傾向にあるところです。今苦しんでいる町民を救う手だてをとることが必要ではないのでしょうか。

先日、自分の生活設計よりも早く仕事をやめなければならなくなった人が、あと1～2年、国保の支払いを少額にしてもらえないかとの相談に、担当の方は親身で親切に対応してくれました。相談された方は、涙が出るほどうれしかったと言っておられました。そんな親切な対応と税金は払うものであるという町民意識が、県の平均滞納2割に対し、この有田川町では1割強というところにあらわれているのではないのでしょうか。また、健全な制度設計にするために、現在25%の国庫支出金を1985年当時の45%まで引き上げるよう国に要望するべきではないのでしょうか。

また、一部負担金の減免の制度化について、「国保は保険税を支払うもの」、先ほどのようにたいへん高額となってきました。そのような中で、病院での窓口負担も現役世代3割、高齢者は1割から3割と、また複数の病気を持っておられる方にとっては、負担はたいへん大きくなっています。そんな中、先日13日、厚生労働省は国保の患者負担を減額免除する市町村の制度に関する新たな基準を示す通知を出しました。新基準による減免額の2分の1を、国が特別調整交付金で負担をする方針が表明されています。今回の通知は、災害、廃業、失業などで収入が生活保護基準以下に急減し、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯を減免の対象とする基準を示しました。「国の基準は最低限を示すもので、市町村が自主的に上積みを行うことは望ましい」、このような答弁をしています。国保法44条でも、患者負担、現役世代3割、高齢者1割から3割の減免を市町村が行えると定めています。近隣町村では、広川町が県下で一番早く、2年前に一部負担金の減免の制度を要綱でつくっています。前回、増谷議員の質問に町当局は、減免制度の基準づくりを検討したいとの答弁をされましたが、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

2番目に、子宮頸がんの予防について質問をさせていただきます。

これまでも、何回かこの質問をさせていただきました。今回は、詳しい中身についてはお話をさせてはいたしません。この予防ワクチンの公費助成と定期予防接種化について、6月議会で質問後に、町長は7月3日に有田川町母子福祉会が行った県立医大の岩橋先生の講演をお聞きしたと思います。子宮頸がん予防ワクチン接種が効果的だという、とても詳しい中身でした。その講演に先駆けて町長があいさつをした中で、「先生と話をする中で予防ワクチンの重要性がよくわかった。来年から実施をする」と、そのときに明言をされましたが、そのとおりでよろしいのでしょうか。この場でもう一度確認をさせていただきたいと思います。

また、予防ワクチンは、接種をすれば100%かからないというわけではないので、定期がん検診もこれまでどおり受けることが、がんの発見に欠かせないことでありま



す。このことから、受診率向上についてどのような取り組みをされているのかお聞きしたいと思います。

次に、ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンについて質問をさせていただきます。

細菌性髄膜炎に、毎年1,000人の子どもがかかっています。細菌性髄膜炎の原因となる細菌の60%がヒブで、25%が肺炎球菌と言われています。その死亡率は5%で、25%の子どもが知的な障害や麻痺などの後遺症に悩まされます。世界保健機構は、1998年にすべての国に対して乳幼児へのヒブワクチン接種を勧告しています。4回の接種費用が計約3万円となり、また肺炎球菌ワクチンは約4万円、家計を圧迫します。お金がないということで接種せず、命を落とすことがあってはなりません。子どもは社会の宝です。子どもの命を守るのは政治の責任だと考えます。医師の立場からも、ワクチンの定期接種化は小児救急医療の現場の負担軽減にも有効だと言われています。安心の子育て環境をつくる上でも、ヒブ・肺炎球菌ワクチンの一日も早い定期接種化を望みます。

ここで皆さんに、このヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンをよく聞くとおもいますが、詳しいことをちょっと私とともに勉強したいとおもいますのでお知らせをしたいと思います。

ヒブとは、インフルエンザ菌b型の略称です。インフルエンザは、インフルエンザウイルスの起こす感染症であることが明らかになっています。2つに大別された中で、6型に分類されたうちのb型がインフルエンザ菌b型と呼ばれ、インフルエンザ菌の中で最も病原性が強いグループとして恐れられています。このヒブの感染経路というのは、しばしばこのヒブを持っている保菌者のせきやくしゃみとともに、鼻やのどから侵入してきます。そして、鼻、のどにとどまって、そこで繁殖します。通常は全身に影響を与えることはないのですけれども、時として病気を引き起こすことがあります。乳幼児の細菌性髄膜炎、ヒブの全身感染症のうち最も恐ろしいのが髄膜炎と言われています。1994年に小児の入院施設を対象として行われた乳幼児の細菌性髄膜炎の全国調査では、インフルエンザ菌が43%と、ほかの細菌を引き離してずば抜けていることが明らかとなっています。また、千葉県のヒブ髄膜炎と全身感染症の調査だと、5歳未満の人口10万人当たりの罹患率は増加の一途をたどっており、2005年の調査では、10万人対で10人を超えて、ヒブワクチン導入前のヨーロッパの患者数に接近していると言われています。2005年の感染症発生調査によると、全国450の基点定点から報告された細菌性髄膜炎は309例で、病原体のあった患者の約40%がヒブだったと言われています。

現在、明らかにされているこのヒブ髄膜炎の特徴が幾つかあります。ヒブは新生児期以降の髄膜炎の原因菌の第1位です。ヒブ髄膜炎の発症者は、各種調査により大体全国で年間500~600人と推定されています。これは2カ月から5歳児の2,000分の1がかかっている計算となります。また、患者の年齢はゼロ歳代からの乳児

が53%と最も多くて、ゼロ歳から1歳で70%以上も占めています。発症のピークは生後9カ月で、逆に5歳以上は発症はないとなります。この年齢になると、インフルエンザ菌に対する抵抗力がつくられるためのようです。また、死亡は約5%、20人に1人は死亡する。また、20~30%にてんかん、難聴、発育障害などの後遺症を残すとされています。初期症状は、発熱、嘔吐、元気がないなど風邪症状と変わりなく、早期診断が困難で急速に症状は進行します。近年、抗生剤の耐性が急激に進んだので、また、病状の進行が早いために抗生剤の治療が困難となってきています。以上のように、風邪と初期症状では見分けがつかず、しかも病状が急激に悪化して抗生剤も十分には効かない例が少なくない。そして死亡したり、後遺症が高率で残る恐ろしい髄膜炎にはワクチンによる予防が合理的であり、世界で認められている最も有効な方法だと言われています。まだまだ説明は続きますが、よろしいでしょうか。

日本は、なぜこのヒブワクチン、アメリカや欧米よりもおくれたか。1980年代にヒブワクチンが登場したころ、日本ではインフルエンザ菌の患者が欧米に比べて少なかったということ、また抗生剤が次々と登場し、インフルエンザ菌が抗生剤で十分治療できると考えられていました。それで見送られてきたということです。その後、感染症は、我が国でも増加して、1996年、全国調査で5歳未満の小児500人から600人、先ほど言いましたように髄膜炎にかかっていた。

また、追い打ちをかけたのは、抗生剤耐性化です。2000年以降、ヒブ髄膜炎の治療薬などに耐性を持つ耐性菌が増加して、抗生剤治療が困難になってきました。このような状況下で厚労省により製造販売がやっと承認されましたが。このワクチン、どれぐらい髄膜炎に効果があるのかということについては、アメリカの髄膜炎患者、1980年には1万5,000人いたそうですが、1995年には86人に減り、また500人いた髄膜炎の死亡者は5人に激減をしました。これは、1990年に接種が開始されたからです。また、ヨーロッパでもドイツでは、髄膜炎の5歳未満の人口10万人当たりの罹患率、1991年以前の23から、導入後には1.9に減っています。

なぜ私がこのように子どもたちのことに詳しく勉強を始めたかといいますと、実は先日、孫ができました。それまで本当に気づかなかったことですがけれども、自分の子どもが熱を出したときには、何となく対応していたこと、本当にこれまで死亡に至ったりとか、そういう後遺障害がなかったこと、本当に幸せに思うわけですがけれども。そのころと違って本当に感染がふえているということで、このヒブワクチン、大切なものだと思っています。

また、肺炎球菌ワクチンというものについても、予防する子ども用のワクチンがあります。これも予防できる病気だと言われています。肺炎球菌による髄膜炎や菌血症を伴う肺炎など、これらの病気を予防するためにワクチンを接種します。2000年から定期接種をしているアメリカでも、このワクチンで予防すると感染症が98%も

減ったということです。日本では、欧米よりも大きくおくれて、平成20年12月からヒブワクチンが、そして、ことし2月からやっと肺炎球菌ワクチンも任意で接種をできるようになりました。

ヒブワクチンと肺炎球菌のワクチンの両者を接種することのメリットという中には、子どもが夜に急な発熱に見舞われたとき、重症な病気ではないかとお母さんたちは心配されるわけです。ヒブと肺炎球菌ワクチンを終えた子どもは、急性侵襲性細菌感染症のリスクは10分の1以下にできます。風邪や侵襲度の低い細菌感染を考え、翌日にかかりつけ医を受診するだけで十分で、医師も数日経過を見る余裕ができるので、不必要な救急受診や不用意な念のための抗生剤の処方が減少し、小児救急の疲弊を改善、また社会問題化している抗生剤耐性肺炎球菌を減少できると考えられるとこのようになっています。ということで、私はこのヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン公費助成と定期予防接種化を提案したいと思います。この2つのワクチン接種を受けるに当たって、若い世代の負担というのは1回につき1万五、六千円ぐらいになると考えられます。2カ月から1歳までの子どもが4回受けるとなると、6万円以上かかるという計算になってきます。この質問はこれで終わります。

次には観光巡回バスについて質問をさせていただきます。

先ほどから同僚議員も観光巡回バスについては質問をされていました。多くの町民の皆さんから町当局もさまざまな意見をお聞きしていると思いますが、私はきび会館や金屋庁舎への停車をしてほしい、このような要望をお聞きしています。町内の方でも、1週間に2～3回は明恵峡温泉に行くという方もおいでになるとお聞きしました。高齢の方であれば自分の車を出し、友人を乗せていくことに責任を感じる方もおられます。また、車に乗らずにバスに乗り合わせていけば、エコの実践にもなると思います。最近よく聞くパーク・アンド・ライドということになります。きび会館の近くは、幸いバスが通るルートともほとんど外れていません。金屋庁舎でも清水へのルートならば大回りではないはずですが、ぜひ住民の小さな声にも耳を傾けていただきたいのです。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、国民健康保険税の1万円引き下げという御質問であります。

たしか前回ですか、増谷議員にも同様の質問をお受けをしたことも覚えております。国民健康保険、一番下げる方法、これはもう医療費を下げるのが一番有効な手だてであります。そのために有田川町は各種の検診や人間ドックへの助成など、多額の金をつぎ込んでまして、実は今回の温泉の半額、これも国保運営審議会というのが有田川

町にございます。その中で、その一環としてそういうことも含めてやれば医療費がある程度下がるん違うかと。お年寄りにゆったりと温泉へ行っていただけて、健康な体を保っていただければ、ある程度医療費を抑えられるの違うかという国保運営審議会の意見も踏まえて、半額ということにさせていただきました。また、基金を取り崩して下げるということも、これは短期的な施策でありますけれども、方法としてはあると思います。

有田川町は今、平成21年度末まで3億8,000万円の基金を積んでおります。これは御指摘のとおり、町民の方々が国保の税金の支払い、収納率、和歌山県でも非常に高い方であります。そういった結果、3億7,000万円ぐらいありますけれども、この基金というのは、もう県内の市町村では額としてはたいへん多いということで上位にあります。ただ、平成22年度において非常にミカンの安値、農林の不況、それから経済不況等々もありまして、非常に所得額が減少しております。したがって、当初予算で3,000万円、今回の補正も3,400万円、22年度についてもこの基金の中から約6,400万円を取り崩すことになっております。さらに今度、後期高齢者の医療制度というのが平成24年で終了して、新たに医療制度、保険制度が変わります。

先日も全国の町村会、このことについてもいろんな議論をして、とにかく国の方は国保会計へ戻すというようであります。そのときに、必ず上がるようなことのないようにということで、先日も町村会挙げて要望をしてきたところでありますし、また公費の負担金引き上げ、これについても既に要望は町村会で行ってます。そういった意味で、健康保険の引き下げについては、平成22年度の国保会計の状況を見ながら、また24年度の後期高齢者、必ず国民健康保険へ戻すという国の方針でありますので、そういったことを十二分に保険制度を見きわめながら検討して、慎重を期してやっていかなければならないと思ってます。したがって、来年度、1万円引き下げるということは非常に難しいと思ってます。

それから、一部負担金の減免の制度化という御質問であります。この制度化につきましては、さきの議会においても答弁をさせていただいたとおり、生活が一時的に苦しく医療費の支払いが困難となった世帯に対し、医療機関等での窓口負担額が軽減される制度であります。当町におきましては、現在、先進他市町での実施基準を参考に策定に向けて取り組んでいるところでありますが、今月の13日に実は厚労省の方から基準というのが示されました。通知を受けたところであります。今回、示された国の基準をもとに先進他市町の実施基準とも照らし合わせ、取り扱いについての基準を早急に策定したいと思います。

それから、子宮頸がんの予防についてであります。前回の質問のとき答弁をさせていただきましたし、議員御指摘のとおり、さきの母子福祉推進協議会の中できちっと来年度からお約束をさせていただきました。これには間違いありません。来年度から

この子宮頸がんについては全額公費でやっていきたいと思っております。これも実は町村会の方でも話題になりまして、厚労省でも陳情をかけました。どうやら今後、来年度かどうかわかりませんが、国もある程度公費で負担をするという方向で今調整をしてくれているようでありまして、来年度については、国の公費負担がなくても、やらせていただくことはお約束をさせていただきたいと思っております。

それから、子宮頸がんの検診の向上率でありますけれども、集団による子宮検診は20歳からを対象として、厚生労働省の指針では原則として2年に1回やれという勧めでありますけれども、当町では毎年の受診を勧めています。検診の実施は、平成20年度では年に3回、21年度では4回、22年度では5回と年々検診の回数をふやして、全額町負担で行っているところであります。残念ながら、受診率につきましては20年度で1,058人、18%、21年度では1,270人、21.2%となっております。検診の啓発につきましては、チラシを作成し、窓口に設置したり、特に若い人に受診をしてもらうため、20歳、30歳を迎えられた方に対し誕生日の翌月に子宮がんに関するパンフレットを同封し、受診内容を送付して普及啓発に努めています。

また、女性特有のがん検診推進事業が、国の補助対象事業として平成21年度から実施されたのを受け、対象者に無料受診券及び検診手帳を配布して受診を促すとともに、この事業の対象者が受診できる医療機関の拡充にも今後努めていきたいと思っております。とにかく、がんというのは早期発見が何よりも特効薬でありますので、できるだけの方に受診していただけるように、今後も啓発運動をしていきたいと思っております。

それから、ヒブ・肺炎球菌ワクチンの助成と定期予防接種化との質問でありますけれども、小児用肺炎球菌ワクチンは日本でも22年2月より接種できるようになりました。ヒブワクチンと同時接種を生後2カ月から6カ月の間に3回、1歳を過ぎて1回することで、細菌性髄膜炎予防に非常に有効で、極めて安全性が高く、効果が高いワクチンと聞いております。世界ではもう41カ国、定期接種化がされておりますけれども、国においてはまだ定期予防接種化されていないのが現状であります。今後、県下の状況を見きわめながら、助成等を含めて検討させていただきたいと思っております。

それから最後に、観光巡回バスについてでありますけれども、きび会館、金屋庁舎の停車要望についてであります。

いろんな方から実は要望が来てます。ひどいということはないんですけども、手を上げたらとまってくれるのかというような要望もたくさんあります。歩いてて、手を上げたらとまってほしいよという要望もたくさんありまして、また清水のあそこのあそこはとまってるんですけども、「庁舎前へとまってくれ」とか、あるいは「栗生近辺にとまってくれ」とか言って、いろんな要望があります。今回、季節限定でありますけれども、ブドウ園、巨峰村、あそこの下へ臨時的に、これは有鉄の社長さんをお願いをしてとめさせていただきました。ただ、これもう各販売所で結構時間をとってますんで、今の回数からいけば、もうこれ以上方々へとめるのが非常に無理な設

定になってくるかと思えますし、先ほども申し上げたとおり、これはもう、時間設定ととめる場所、これすべて交通会議で了解をいただいて決めたことでもありますので、今すぐにその停車場所をふやすというのは非常に困難だと思います。ただ、そういう御要望が多いということはわかってますんで、1年経過した後に、再度有鉄さんとも協議をして。時々有鉄の社長さんといろんな話をするんです。その中で、「町長、おまえの思うとおりにやったらええんちゃうんけ」というような返事をいただいていますけれども、時間設定とかそういうものがありますし、今後、またみんなに使っていただけるように努力をしていきたいなと思えます。

それから、これは余談になりますけれども。ある方に聞いたんですが、この観光無料バス、NHKテレビで再放送されました。今、担当課にひっきりなしに問い合わせの電話が入っているようであります。やっぱりテレビの効果というのは非常に大きいのかな。と同時に、またこの観光無料バス、知らない方が各地にいてということで、今後そういった方法を通じて、この観光バスを走らせてるということをみんなにわかっていたらいいように、これからも努力をしていただきたいなと思えます。

その話によりますと、白浜へ泊まったお客さんが、藤並で特急でおりに清水まで行ってくれたそうです。感想については、白浜よりもずっとよかったと言ってくれたそうです。これからも、知らない方がたくさんあるようですし、テレビあるいはラジオ等を通じて、また幅広く来ていただいて、それでまた時間設定、あるいは先ほど竹本議員おっしゃられたとおり、いろんな観光地もありますので、そういうものを組み合わせて、いろんな形でいけないか今後真剣になって取り組めということで。観光については、私も地域の活性化の一翼を担う一大産業だと思ってますんで、これからも真剣にこのことについて取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

2番、堀江眞智子君の再質問を許可いたします。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

国民健康保険引き下げは難しいというふうに答弁をいただきましたけれども、本当に国民健康保険料、低所得、そしてまた年金の世帯の方の受け皿となっているということで厳しいものがあります。私たちは、一世帯1万円の引き下げを提案しているわけですが、不平等感もあるとかというふうなお話もお聞きしますが、本当なら1人1万円引き下げてほしいなというふうには思っているところなんです。

保険制度が22年に変わるということですが、事務的には大変なこともあろうかと思えますけれども、こういう要望は本当にあるということに肝に銘じていただき、そして基金ゼロのところでもそうして一般財源から繰り入れて、維持している、今まで

も維持してきていたということで、やっぱり国が保険への拠出金を少なくしたというところに原因があると思っています。その中で、町も大変なやりくりをしていると私たちは思っていますので、ぜひともその要望がある、そして町民のために引き下げを、大変なことはわかっていますけれども、検討をしていただきたいなと思っています。これ以上の答弁で、すぐに答弁せよということは本当に難しいと思いますので、毎回質問をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

それから、一部負担金の減免の制度化については、当町でも検討してくださっているということですので、基準額などもあると思うんですけれども、広川町が2年前にこういうことをまず要綱で決めているということで、取り扱いもあったということですので、検討といっても、もうほとんど検討はなされているかと思うので、基準額はどのように決めようとされているのか、もしそこが聞けるのならば、きょうは教えていただきたいなと思っています。

また、広川の実績を聞いておるところでは、実績は1件あったということですが、やっぱり広報などの町民への周知徹底がされていなかったのではないかと思います。例えば、病院の窓口でそういう減免など猶予の方法があるということを知らせるのが一番わかりやすい方法だと思いますので、基準額などを決めて、その減免の制度化をした際には、インターネットや広報、そして病院の窓口などへの周知徹底を図りたいとこのように思っています。

そして、子宮がんの予防のワクチンについては力強い答弁をいただき、来年から国の予算にかかわらず開始をしてくれるということです。ですので、本当にありがとうございました。皆さんとも話をする機会をもうちょっと持っていて、来年からとりかかっていたきたいなと思っています。私もこの一般質問、毎回毎回してうるさいと思われるかもしれませんが、このことで広報を通じて皆さんに知っていただける機会ができていないかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、子宮がん検診についてですけれども、先ほど答弁をいただきました中には、20歳、30歳の誕生日の翌月にそのように知らせる通知を送ってくださっているということです。本当にそういう取り組みをしてくださりありがたいなと思っています。けれども、その受診率というのは20数%です。上がってきているのではないかと思いますけれども、やはり女性にとって自分の体は大切なんですけれども、検診するときの気持ちというのは若い人であればあるほど大変ではないかと思っています。もうちょっと、どんなふうにしたらその検診が受けやすいのか、若い女性からアンケートをとるなど、そういうことをすればもうちょっとその方にも重要さがわかってもらえて、いいのではないかなと思います。

それから、子宮頸がんの検診についてですが、効率的な島根方式というのがあります。「毎年うちはやってもらってて、すごうれしかったよ」という女性の方の話を

聞きましたけれども、島根方式は、一般の細胞検診だけではなくて、ウイルス感染の有無を調べるHPV検査を併用する検診とあわせて行っているようです。詳しいことは、後で資料でお渡ししますが、新検査導入をきっかけに大々的にPRしたところ、車での検診や病院検診とともに、実施前に比べて受診者が1.4倍以上にもふえたということです。ここでその詳しい内容については述べませんが、こういう新しい方法をとることによって財政負担も軽くなったということがあります。島根の、これは1市1町で続けられているものなんですけれども、東京などからも視察がたくさん来るとことが書かれています。そして、この1市1町で併用検診が続けられ、今年度は、島根県では21市町村のうち17市町村にこの併用の検診が広がっているということです。私たちは、これも勉強しなければならないなというふうに思っておりますので、どうか一緒に勉強をしてくださいということをお願いしたいなと思います。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについてですが、県下の状況を見ながら検討をしてくださるということで、これまでも町長はいろいろと先駆的なことを取り扱ってくださってきたと思います。大切な子どもたちです。せっかく生まれてきた命、こんな病気、予防するだけで死亡率が減る、後遺症などが減るということです。かかったときには、「やっぱり予防接種をやっといたらよかったな」って思う、そういう後悔がないためにも、ぜひ町で取り組んでいただき、若い人がこの有田川町に来たら、こういう予防接種を自己負担最小限でできるというふうな。例えば、私は無料にさせていただけるとうれいなとは思っておりますが、いろいろ調べてみますと、東京でもヒブワクチンでは上限が3,500円から4,000円ほど、全額をもってくれるということではないんですけれども、そういうところがインターネットなんかでも調べていただくとたくさん載っています。そういう行政がたくさんふえてきていますので、ぜひともこのことについてもお願いいたします。

観光巡回バスについても、たいへん難しいという答弁です。私もそれはわかるんですけれども、住民にとっては近くを走っているのを、夕方なんかは2台続けて走ったりします。昼間もそういうことだと思いますので、通るんだっただけでぜひともとまってほしいなというふうな思いを持つのは当たり前なことかなと思います。きび会館や金屋庁舎にも駐車場はありますし、車を置いておく場所もあります。アレックにもこのバスはとまるということなので、同じような位置づけで検討をしていただけたらうれしいなと思っております。そのことにも、この後検討をお願いしたいなと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

再質問にお答えをしたいと思います。



まず、国保の引き下げの要望でありますけれども、3億8,000万円を好きこのんで置いてあるわけじゃなくて、まさかのときの予備ということで置いてます。今年度も、もう既に6,000何百万円か取り崩さないと、国保会計はまた賄えないと。多分、このたびの新しい保険制度の中で、地方の増額は絶対認められないという強い要望書も国の方に提出しております。そういった中で、もう少し見きわめながら、この問題に対処していきたいなと思ってます。

それから一部減免制度の基準額、13日に厚労省の方から数字が来たばかりで、できるだけ早く基準額を決めて制定をしたいなと思ってます。

それから子宮がん検診、もう無料ということで大分宣伝するけど、やっと22%ぐらいしかまだ行ってませんので、さらにこれからいろんな方法を。先ほど何か資料をお持ちのようでもありますので、それも見せていただいて、いろんな方法で子宮がん検診の受診率を上げていきたいなと思ってます。

それから、観光バスについて、本当にみんなからいろんな要望をいただけてます。1年を過ぎた時点で、今度は交通会議を開くほどのことではないと思うんですけど、やっぱり町内の業者さんと再度話し合う必要があるんで、そのあたりをしっかりとやりながら、できるだけ多くの住民の希望にこたえていきたいと思います。ただ、手を上げたらとまってくれとか、それは無理やと思いますけれども、いろんな要望をお聞きしながら、できるだけ幅広い利用方法を考えて、1人でも多く観光地に出向いていただけるように、これからも万全の努力をさせていただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

持ち時間は、あと6分でございます。再々質問については、この範囲内でお願いいたします。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

もう時間もないということで、国保について、もう少しだけ。

今、基準額を決めているところだということですので、広川町の基準は、猶予の場合は生活保護の1.3倍で、減免の場合は1.2倍となって、期間は6カ月以内とされています。これと同じか、それより高いような倍率の基準にさせていただきたいなと私は思っています。

そして、この減免の制度化の際には、先ほども言いましたように、病院の窓口や皆さんにわかるような広報やインターネットなどを使って、町民への周知徹底をしたいということをお願いして、再々質問を終わらせていただきます。もう答弁は結構です。

○議長（前勢利夫）

以上で堀江眞智子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会にします。

なお、9番、森本明君からの一般質問は、あす9月17日、金曜日、午前9時30分より行います。

~~~~~

延会 15時58分